

第 4 5 7 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 6 年 9 月 2 5 日（木）

午前 9 時 3 0 分 開 議

1. 平成 2 6 年 9 月 2 5 日、第 4 5 7 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	宮 内 富 夫	8 番	前 川 裕 量（早退）
2 番	木 村 いづみ	9 番	松 岡 秀 人
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	難 波 靖 通
4 番	城 谷 英 之	1 1 番	小 林 博
5 番	富 田 昭 市	1 2 番	高 井 國 年
6 番	北 山 孝 彦	1 3 番	釜 坂 道 弘
7 番	石 野 光 市	1 4 番	志 水 正 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	松 尾 成 史
会 計 管 理 者	萩 原 昌 美	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之	住 民 生 活 課 課 長 補 佐	成 田 邦 造
健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一	農 林 振 興 課 長	井 上 茂 樹
ま ち づ く り 課 長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。
なお、9 月 2 5 日、2 6 日及び 2 9 日の会議に松岡住民生活課長から欠席届が提出されており、かわって成田課長補佐が出席しておりますので、ご報告しておきます。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
それでは、通告順に発言を許可いたします。
1番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。
質問の項目は
1. 防災対策について
2. 都市計画道路の見直しについて
3. 通学路の安全対策について
4. 学校施設の維持補修等について
5. 観光振興について
6. 有害獣対策について
7. 前回質問（ふるさと納税、空き家対策）について
以上、牛尾雅一議員。

牛尾雅一議員 皆さんおはようございます。議席番号3番、牛尾雅一でございます。ただ今より、議長の許可をいただき、一般質問をさせていただきます。
最初に、防災対策について、お尋ねしたいと思います。
近年、地球温暖化の影響か、集中豪雨により、日本全国において大きな災害が発生しております。
ことしも、先月の8月に丹波市において、24時間雨量が258ミリを記録し、また、同市の市島町においては、1時間に91ミリの猛烈な雨により、土砂崩れで家屋の倒壊、さらに床上、床下浸水が1,100棟を超える被害が発生いたしました。
その3日後には、広島市において100名近い死者が出る甚大な被害をもたらした豪雨による土砂災害が発生いたしました。
どの地域においても、このような豪雨による災害が発生する危険があるのではと考えております。
そこで、福崎町の防災について、水害対策、土砂災害対策、避難対策についての町長のお考えをお伺いいたします。

町 長 今回の集中豪雨につきましては、いろいろと考えるところがございました。
4点にわたってお答えをさせていただきたいと思います。
第1番目は、国際的な研究や検討の到達点に注意しながら学ぶことであります。
大きな災害がありましたのは、単に日本だけではないということでもあります。
世界じゅうでこのような状況が起きておりますために、今、国際会議においても、このことが真剣に話し合われているわけでございます。
したがって、そうした国際会議の成果、研究の到達点、こうしたことからしっかり学ぶ必要があると考えております。
一定の到達点は、この異常気象、異常災害というのは、ある意味では人災ではないかということが検討されているわけであります。
産業革命が始まりました1400年代から今日まで長い人類の生活の中で、文明はどんどんと発達いたしました。その中で、エネルギー発生のためにCO₂をたくさん発生することとなったわけであります。
このことが影響して、南極や北極の氷が溶けておりますし、高い山の残雪も徐々に少なくなってきたということでもあります。
したがって、私たちはCO₂の削減をどのようにして進めていくか、これは大きな課題となりまして、環境的な課題の中では一番真剣に話し合われているところでございます。

こうした事柄をしっかりと学んで、日本もあるいは福崎町も対策を講じていかなければならないということでもあります。

海水温も上昇しており、台風の発生は大変激しくなっている、このような状況でありますから、天然的な自然現象というふうを受けとめるのではなく、その発生の源は私たちがつくり出しているんだという、この観点をしっかりと捉える必要があるというのが、今の国際環境での一定の到達点であります。

二つ目でありますけれども、まちづくりをどう進めるかということでもあります。

国際的な研究から謙虚に学んで、それをまちづくりに生かしていくことが大事であります。

私たちはともすれば便利さや経済的理由によって、警告されている場所に対策を講じないまま開発を進めるということが行われております。このようなことは、現に慎まなければならない。これも当町にとりましても、しっかりと受けとめて、この対策を講じながら、まちづくりを進めていく必要があるということでもあります。

三つ目は、自助・共助・公助のどれが欠けても被害が大きくなることを学んだわけであります。公助で手を抜くことがあってはなりませんけれども、公助をどれほど手を尽くしたとしても、やはり抜け落ちておるところがあり、自助・共助の力を待たなければ、災害は完全に食いとめることはできないし、少なくともすることもできないということを学びました。

私たちは公助の手を抜くということの口実には使ってはならないと思いますけれども、同時に公助の限界もあるということ、町民の皆さんにも知ってもらわなければならない、そのことの啓蒙やお願いを進めなければならないのではないかと。自分の命は自分で守る、自分たちの命はお互いに協働し合いながら守っていく、こういう観点をより一層深めていくことが大事ではないかと、これが3点目の私への教訓であります。

四つ目は、今の学会の到達点といいますか、一つの到達点は、エリアマネジメントということが言われるようになりました。日本国全体とか、そういう大きな単位で物事を見るということももちろん大事であります。

しかしながら、地域によってかなり差があるということから、そのエリアでどのような対策を講じていくかということが言われているわけであります。その一つの到達点として、私は小林さんという方が発表されております三つの点について触れさせていただきたいと思います。

その一つ目は、地域の特性をしっかりと理解することから出発しなければならないということでもあります。どこに池があり、どのような山があり、谷があり、田んぼがどのように広がっているかという、その町、その地域の特性をしっかりとつかむこと、そして、言い伝えでありますとか、その町に起こっている部落の名前でありますとか、こういう事柄も古い人類の残してきた知恵が隠されておるそうでありますから、そうしたことからもしっかりと学んで、そういうところにはきっと過去の歴史、私たちの人類が歩んできた内容が隠されているから、そうした習俗、風習もしっかりと頭に入れながら、研究、対策を講じているということでもあります。

この面について、私たちの先輩、柳田國男さんは、たくさんの成果を残しておられますから、福崎町としても、そういう研究もおさおさ怠ってはならないというふうに考えているわけでもあります。

その地域の持っている特性、資材をしっかりと学ぶことでもあります。これは言いかえれば地産地消ということに尽きるのではないかと、このように思ってい

るわけであります。その地域の資産をしっかりと把握しながら、それに対する対応を進めていくということが、エリアマネジメントの一番の課題と、このように言われております。

二つ目は、町が持つ課題を洗い出し、その課題を克服するまちづくりを進めていくということであります。

つくりかえてもまた後で別の課題が生じてはいけないうので、そうならないようにマネジメントしていかなければならないということであります。今進めている課題が後世どのような影響を及ぼすかということ、限りなく追求しながら対策を講じていくことの必要性が2番目に述べられているわけであります。

三つ目には、次々と生まれてくる新しい社会行動にエリアとして対策していく、対応していくことです。単純に対応するだけでなく、町を育てることを継続的に考えていかなければなりません。防災というテーマに直結しますが、最近の動向としては、東日本大震災以降、安全・安心のまちづくりがエリアマネジメントの課題として急浮上しています。これらに留意し、最終的には地域価値を向上させること、さらに価値を高いまま維持する、このことをしっかりと進めていく、こういうエリアマネジメントという、その地域、その地域に合った対策をしっかりと講じていくことが、これからは大事ではないかという指摘が行われるようになっておりますから、以上述べました4点に考慮して進めていく、これが私が学んだ教訓でございます。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。ただ今、町長より大きな観点より、考えを詳しく述べていただきました。そのことを踏まえまして、細部について順次お尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の災害が多く発生していることを踏まえまして、町の防災対策強化についてのいろんな観点から、お尋ねしたいと思っております。

防災計画をつくられるための会議は、どの程度の取り組みをされているのか、また、開催状況について、そしてその中での水防に関しての取り組み状況について、お尋ねいたします。

住民生活課長補佐 上位計画であります県の計画の改正案を踏まえまして、必要に応じ、水防・防災合同会議を開催し、水防計画や地域防災計画の見直しを行っております。

平成24年度には、水防・防災合同会議を開催しております。主な改正点でございますが、県作成の平成24年度水防計画要綱との整合を図るため、様式の追加を行っております。それと、水防法の一部改正により、修正点を協議し、水防計画書の変更を行っております。

そして、平成25年度の防災計画では、南海トラフ地震、山崎断層帯を震源とする地震が発生した場合に、県内の震度分布の追記及び被害想定 of 修正を行っております。

また、水防計画では、修正項目として、東日本大震災を踏まえた水害対策、津波対策が盛り込まれておりますが、本町では内陸部に位置することから、津波による被害が発生しないものと考え、計画に反映することはありませんでした。

よって、平成25年度は防災・水防計画で大きな見直しもなく、軽微な変更であったため、会議は開催しておりません。

そして、今後におきましては、平成25年8月30日運用が開始されております特別警報について、現在県で修正中でありますので、それが完成次第見直しをすべき会議を行う予定でございます。

水防に関しての主な取り組みにつきましては、平成25年度には福崎町消防団、町職員合同による水防訓練を6月23日に長目の市川河川敷で実施しております。

す。

また、平成２６年度におきましては、６月１９日に消防団員を対象とする水防講習会を開催しております。

牛尾雅一議員 ただ今答弁いただきました。その中で、軽微な変更であったと言われたと思うんですが、そのために２５年度に会議は開催がなかったという答弁だったと思います。

近年多発する災害の状況を考えていただきましたら、軽微な変更というか、そういうことに関係なく開催していただき、多くの方からの意見を聞いていただいて、今後の計画に生かせるようにしていただけたらと思いますが、その点について、お考えをお尋ねいたします。

住民生活課長補佐 これにつきましては、上位計画であります県と調整しながら、随時協議を加えた上、検討してまいりたいと思います。

牛尾雅一議員 その説明の中で、水防に関して、私も３度ほど、市川の河川敷での水防訓練に参加させていただきました。その訓練内容ですけれども、少し変わっていた点もあるんですが、ほぼ同じ内容と思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

住民生活課長補佐 主に土のうをつくって、それから土のう積み工法、しがらみ工法など、河川に対する災害の訓練を実施しているところでございます。

工法的には、２年に１回ずつ毎年同じような工法をしているところでございます。

牛尾雅一議員 従来の工法は非常に大切なことで、基本の基本で、それが最重要だと思いますけれども、それに加えて、また新しい取り組みも考えていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、福崎町で危険性が予知できて、対策を講じなければいけないような箇所はないのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 本町におきましては、洪水による浸水区域、また土砂災害警戒区域など、災害が予想されるところがございまして、この区域につきましては、防災マップの配布、町ホームページなどで周知をしているところでございます。

また、看板の設置につきましては、想定区域及び被害想定が広範囲にあるため、困難と考えております。

牛尾雅一議員 その看板の設置が、想定範囲が広範囲だから設置が困難と考えられているんですけれども、非常に危険なところを順位づけするというのも問題があると思いますが、高齢者の方とか、そういう人のために、特に危険なところには周知のために看板をしていただいたら、よくわかっていただけたらと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

続きまして、その周知が必要な自治会、また関係者の方には、どの程度詳細な対策とか、防災に対する処置を講ずる等の周知がされているのかについて、お尋ねいたします。

まちづくり課長 防災マップを平成２５年度に修正、作成して全戸配布をいたしております。住民の皆様にも、非常時の持ち出し品の確認でありますとか、避難時にどう行動するかなど防災意識の向上を図っていただくよう、取り組んでおります。

これらの情報につきましては、町ホームページ、広報等で周知をしていきたいと考えております。

また、自律（立）のまちづくり交付金事業を利用いたしまして、この１０月２５日だったと思いますが、福崎地区におきましては、土砂災害について県の出前講座が予定されているとも聞いております。

これらの機会を利用しながら、周知を図っていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 今、説明いただきましたように、予備知識というか、それを住民の方によく理解していただくということが、災害を最小限に食い止めるために大変大切と考えますので、さらなる周知のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

住民自体の意識を深めるための工夫ということを考えますときに、自主防災組織の育成、また支援が非常に大切だと思いますけれども、その育成支援の状況について、お尋ねいたします。

住民生活課長補佐 災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐには、行政の対応、公助だけでは限界があり、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、地域や近隣の人々が集まってお互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むこと、共助が必要であります。特に、地域で協力し合う体制や活動は、自主防災組織が担うべき活動の中核であり、防災訓練、防災学習などの取り組みをお願いし、地域防災力の強化に努めていきたいと考えております。

また、支援としましては、防災対策に関する講義や、防災訓練の企画、運営の助言を行う兵庫防災特別推進員、県の防災士を、自治会や自主防災組織、学校等に派遣する制度がございますので、活用していただいたらと考えておるところでございます。

牛尾雅一議員 ただ今の答弁の中で、県の方というか、防災推進の方が来られて、支援していただくというような制度があるということをお聞きしたんですけれども、その方は、福崎町の方か、近隣の方ではないのかをお尋ねいたします。

住民生活課長補佐 これにつきましては、兵庫県の中で資格をとられた県の防災士でございます。一般の方が許可をとっておられる方です。

牛尾雅一議員 私は地域のことがよくわかっておられる地元の職員の方が来ていただいて、企画なり運営について、指導していただけるということになりますと、より効果的だと思いますので、その点について、また、県の資格をとられている方も来ていただくのは結構なんですけれども、また、地元の職員の方というか、その派遣についてもまた検討していただきたいと思います。

続きまして、助成金等の充実や拡充についてお尋ねいたします。

住民生活課長補佐 防災訓練や防災講義などに要する費用につきましては、自律（立）のまちづくり交付金事業や県の補助メニューであります兵庫安全の日推進事業、それと自主防災組織支援事業補助金を活用していただいたらと思っております。

牛尾雅一議員 今、全国的に多発する災害状況を考えたときに、以前にも増して自主防災組織の充実が大切と考えますので、組織充実の取り組みに対して、さらなる助成金の検討をしていただけたらと思います。

次に、災害時地域の医療機関との連携は、どのように考えられているのか、お尋ねいたします。

健康福祉課長 災害時の緊急医療につきましては、迅速に対応できる初期医療の確保が必要です。中播磨圏域の姫路市と神崎郡3町で地域災害救急医療マニュアルを策定しております。災害発生時には県民センターと町災害対策本部との連携によりまして、情報収集、調整を行い、神崎郡医師会及び姫路市医師会の協力のもとに、災害救急医療に対応していきます。

牛尾雅一議員 今、説明を聞いたんですけれども、その災害時、医療機関に緊急の要請を行った際に、どの程度の援助が受けられるのかについて、お尋ねいたします。

健康福祉課長 災害の規模にもよりますが、災害医療体制につきましては、中播磨圏域で災害拠点病院を4カ所指定しております。救急救命センターやドクターヘリ等の設置もあります。医療関係者の派遣や重症患者の受け入れ等を担うこととなって

おります。

牛尾雅一議員 災害のときに被害にあわれた方がすぐに適切な処置がとっていただけるように取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、現在の防災マップの整備、情報の伝達の状況について、どのように考えられているのか、また、情報の更新は考えておられるのかについて、お尋ねいたします。

まちづくり課長 防災マップに掲載しております情報につきましては、例えば、洪水の浸水想定区域等は県により想定をされたものでございます。想定雨量が見直された場合、また、土砂災害警戒区域等も県によって指定されておりますので、これらに変更があれば、あわせて修正を行っていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 その配布されております防災マップで、町内の緊急事態の際に住民の方ほどの程度の割合で危険度を周知できると考えておられるのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 浸水想定区域や土砂災害警戒区域については、全ての住民さんに周知されていることを期待しておりますけれども、割合については確認はできていないところでございます。

今後も町ホームページでありますとか、広報等を利用しながら、周知に努めてまいりたいと考えております。

牛尾雅一議員 高齢者は、町のホームページ、そういうふうなものをちょっと見れない方ということもありますので、そういう方に対する周知の方法もまた考えていただいて、その程度、割合を全ての方が把握されるように持って行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、学校等での防災教育の取り組み状況について、お尋ねいたします。

学校教育課長 学校等では、それぞれで避難訓練を取り入れた防災訓練、それから心肺蘇生法の講習会、また、消防団による防災講話などの取り組みを行っております。

牛尾雅一議員 子どもたちはいろんな経験をしておりませんので、事前にそういう防災なり、いろんなことを教えるということは非常に大切ですので、今以上の取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、今後の防災訓練というか、そのテーマといいますか、町民参加による防災訓練の考え方について、お尋ねいたします。

住民生活課長補佐 住民全てが適切かつ安全に避難できるような体制、仕組みづくりが必要となることから、健常者を対象としたものに限らず、要援護者に対する適切な措置法など、地域ぐるみで体験し、経験を積んでおくことが重要であると考えております。

今後いつ起こるかわからない大規模災害に備え、さまざまな観点からの対応策を講じ、住民全てが防災意識の高揚を図っていただくことを目的として、今年度の2月ごろに行政、地域の自主防災組織や消防団などの関係機関と連携した町全体での防災訓練を実施する計画でございます。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきましたように、町民全体の方が参加できる防災訓練というのが企画されているということですので、非常に有意義なことだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、今も教育関係の、学校での防災訓練のことも聞いたんですけれども、教育機関を含めて、今も町民参加のことと同じですけれども、大がかりな住民参加の防災訓練が不可欠と考えておりますけれども、以前に教育機関を含めた地域などの、ある程度大がかりな訓練はあったのでしょうか。

住民生活課長補佐 平成19年度に高岡校区で実施しました防災訓練から、他の校区につきましても、引き続きお願いをしている経緯がございます。

現在、自律（立）のまちづくり交付金を使った防災訓練も活発に行われていると聞いていることから、再度校区単位での防災訓練のお願いをしていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 ただ今の答弁で、高岡地区で実施されたとのことでございますけれども、私たちは実際に被害に遭遇した際には、訓練とかで行ったこと以上のことができないというふうに言われておりますので、もしもに備えていろんな訓練が必要と考えております。他の校区でも実施していただけるよう、町の後押しをお願いしたいと思います。

続きまして、土砂災害に対する対応について、お伺いしたいと思います。

近年の豪雨の状況、状態を考えたときは、土砂災害警戒区域等の見直し検討というものを考えられておられるのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づきまして、県が指定しております。また、浸水想定区域につきましても、水防法によりまして、県が想定したものでございます。それによりまして、県が見直しをする場合には、変更、追加をしていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 県の調整というか、県のお考えでということなんですけれども、町のほうが独自に把握されて、危ないと思われるところがありましたら、県との調整が要ると思いますけれども、その見直しというものは可能なんでしょうか。

まちづくり課長 県の指定に際しましては、町に意見照会等がございます。このときに町の意見等も述べていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 県の調整が要るんでございますが、特に町としてさらに危ない危険区域ということをおられるところがありましたら、その見直しをお願いしたいと思います。

その次に、砂防とか急傾斜地などの防災対策工事の整備状況と今後の対策、整備計画はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 砂防工事等は県が第2次山地防災、土砂災害対策5カ年事業、これは平成26年から30年までの計画でございますが、これに基づきまして、整備を進めておられるところでございます。

砂防事業、砂防堰堤というものでございますが、町内で5カ所が実施済みでございます。

今後の整備につきましては、田口地区1カ所、福田地区2カ所の砂防事業が進められておられるところでございます。

急傾斜地崩壊対策事業は、現在、西谷地区で事業を進めていただいております。

牛尾雅一議員 土砂災害の防止に大変有効な事業でございますので、できるところから順次またその今後も整備計画をつくっていただきまして、取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、農業用のため池の耐震化対策について、お尋ねいたします。

町内に数多くのため池があると思うんですが、ため池の数はどれぐらいあるのか、お尋ねいたします。

農林振興課長 福崎町のため池台帳では、平成26年4月1日現在187カ所でございます。

牛尾雅一議員 そのうち、県の一斉点検の対象になったため池の数と、そのうち耐震の検査を実施されたため池の数について、お尋ねいたします。

農林振興課長 一斉点検を行ったため池は69カ所でございます。また、そのうち耐震検査を行った数につきましては、3カ所でございます。

牛尾雅一議員 その検査を実施されたその3カ所のため池について、その検査の結果はどのように出たのかお尋ねいたします。

農林振興課長 耐震診断につきましては、日本土木学会の提言による地震動レベル1、震度5

弱の地震に対しまして、損傷が生じず、能力を確保するものということの中で、検査をさせていただいております。

桜上池につきましては、レベル1には耐えられなく、ため池の底に液状化が見られ、堤体が沈下するということでございます。

板坂三谷池と山崎の直谷池につきましては、堤体が円を描いてすべり、レベル1には耐えられなく、崩壊する可能性があるとの結果でございました。

牛尾雅一議員 ただ今の答弁で、3カ所の池が耐震化が必要ということでございますが、今後のその対策というか、それはどのようなになるのか、教えていただきたいと思います。

農林振興課長 この3カ所につきましては、現在、整備計画の策定を行っているところでございます。来年27年度につきましては、国庫補助の農村地域防災減災事業の申請を行っていきたいと思っております。

牛尾雅一議員 その耐震化をしていただかなくては非常に危険ということですので、取り組みを早急にお願いしたいと思います。

続きまして、今そのため池のことをお伺いしてるんですが、ため池がもしも決壊した場合について想定するというのは、非常にいいのか悪いのかわかりませんが、想定をしたハザードマップ作成の必要性について、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

農林振興課長 耐震調査を行いました3カ所のため池につきましては、整備計画の中でハザードマップの作成が義務づけられていますので、作成をしてまいります。

兵庫県は県下の整備を要するため池につきましては、兵庫県CGハザードマップに掲載をしているところでございます。

しかし、必要性につきましては、ため池の決壊をする堤防の場所がわかっており、被害想定もできますことから、ハザードマップの作成も大切であると思えますけれども、ため池改修の推進を図っていきたいと考えているところでございます。

牛尾雅一議員 ただ今の答弁で、ため池改修の推進を図っていくことが重要と、全くそのとおりでございますので、ぜひそのようにしていただきたいと思いますけれども、予算的なこともありまして、すぐの改修ということは困難なことがありますので、危ないところがわかっておられるということで、改訂版をつくっていただき、各戸に配布をされてはと思います。そのことで、住民の危機意識の向上に役立つと思えますので、検討をしていただきたいと思います。

続きまして、危険ため池の、今とダブるんですけれども、もしものときの緊急の処置とか対策、周知というものはどの程度行われているのか、お尋ねいたします。

農林振興課長 危険ため池の緊急処置につきましては、堤体を掘削して洪水吐を拡大し、放水するというようなことになろうかと思えます。

対策といたしましては、日ごろから貯水量を減らして管理していただくように文書等で管理者に対して通知をするなど、周知を図っているところでございます。

牛尾雅一議員 決壊というのはあつてはならないことでございますけれども、万全の備えという意味で、地域の方のご協力も得て、万全の備えができる取り組みというものをお願いしたいと思います。

続きまして、洪水対策ということで、田んぼを利用した田んぼダムというか、その施策について、お尋ねいたします。

田んぼはある意味、洪水時、大雨、豪雨のときはダムの役割を果たすことがで

きますし、さらに、田んぼの水をためることによって、一時的に河川の増水を防げるということもありますので、貯水能力を高める取り組みというか、今の田んぼにそういうことを考えたときに、他市町の取り組みなどを参考にされて、その取り組みを考えられないのかについて、お尋ねいたします。

農林振興課長 田んぼダムにつきましては、兵庫県では平成25年度に光都土地改良センターが千種川流域の赤穂市で実験をし、相生、上郡、佐用などの各市町で実施がされているところでございます。

田んぼダムは農業者が協働して取り組みに参加することで、最大の効果を発揮いたします。

福崎町といたしましても、今年度、農地・水交付金からかわりました多面的機能支払交付金制度の中で、多面的機能の増進を図る活動として、水田の雨水貯留機能の活用も共同活動の中で組み込まれているところでございます。

また、この活動につきましては、約半数の団体が取り組みの計画をされており
ます。

そのほかの団体につきましても、理解と協力を得ながら、取り組みをお願いしてまいりたいと思っております。

牛尾雅一議員 今その各自治会で取り組んでいただけるというふうなことでございます。今耕作されている田んぼに加えまして、減反政策で休耕田がたくさんありますので、休耕田についても、洪水対策としての機能を果たすというか、取り組みは非常に負担がかかるんですが、関係自治会に諮っていただけるようなこともできないのか、お尋ねいたします。

農林振興課長 今議員が言われますように、休耕田でも田んぼダムは可能でございます。しかしながら、休耕田は山間部に多く発生しておりまして、水をためるためのあぜがなくなっているような状況にありますので、各自治会や農区などに理解と協力を求めまして、取り組みを推進してまいりたいと思います。

牛尾雅一議員 休耕田であっても、農地に復帰できるような状態で管理ということもしていただくことが後々のためとも思います。田んぼ等その休耕田などを利用して、豪雨の一時的な雨水を貯留できるというふうなことになりますと、心配されます河川のはん濫というか、それを防げますので、取り組みの推進をお願いしたいと思います。

これで1点目の防災については、終わらせていただきまして、2点目の都市計画道路の見直しについて、お伺いしたいと思います。

まず、その計画の決定時の位置づけと今日との整合性について、お尋ねいたします。

まちづくり課長 本町におきましては、昭和51年と56年の2度に分けて計7路線を計画決定しております。

これまでに中島井ノ口線など、必要性の高いところから整備を進めてきましたが、現時点での都市計画道路の整備率は約60%にとどまっている状況でございます。

財政計画等を勘案すると、現在残っている区間の整備を終えるまでには、今後数十年を要すると判断しております。

また、本町がこれからの道路を計画した当時と比べますと、社会情勢が大きく変化をしております。今後も道路整備などの社会基盤整備につきましては、より選択と集中が求められるのではないかと考えております。

牛尾雅一議員 その計画を作成されたときは、ずっと高度成長というか、将来の人口もすごくずっとふえるというふうな想定でされたということと、今日の社会情勢が非常

に変わったということ、財政的な面、いろんなことがあって、選択と集中というか、そういうことを考えられることが当然のこととは思いますが。

しかしながら、約40年の長きにわたりまして、住民の方にその都市計画道路を明示されまして、周知されております。そうした計画のゆえに、今、見直そうと考えられるという説明をお聞きしたんですけれども、その見直しがそう簡単にできるのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 背景につきましては、今、申し上げたようなところでございます。これを踏まえまして、未着手の都市計画道路区域については、さらに長期にわたり土地所有者等の権限を制限し続けることのないように、当面の間、事業化が困難と考えられる区間につきましては、廃止を前提に検討を進めているところでございます。

これにつきましても、県や国の指導のもと、ガイドラインに沿った検討を進めているところでございます。

牛尾雅一議員 私は大貫出身でございますので、その7路線の中の大門福田線に非常に関心があるんですが、その大門福田線を廃止というふうなことになりますと、現在の交通、県道の交通、加西方面、また、市川方面から加西に抜ける車両のことを考えまして、周辺道路の影響とか、ずっとこれから先も今のその非常に大門とか加治谷、北野、井ノ口の自治会内の道路は、通行される、通過交通されるということで、非常に危ないということもありますし、この大門福田線は県道三木穴栗線から国道312号に抜いて、市川方面に行くためには、欠かせない道路というふうに思います。南のほうに、姫路方面に行く道路はある程度整備もされているんですが、北へ行くのはもう県道三木穴栗線から北へ行くのは、国道312号、今の役場のあそこの中道線の上の町道というか、そこと田尻のあそこからしか行けませんので、非常に混みますので、自治会内の狭い道路を通って、これから先ずっとそうならないように、今、播但道の下にボックスも設けてありますし、その計画されておりましたルートでの都市計画道路のような大きな道路でなくても、それなりの通過交通というか、多方面の方が利用できる、ある程度の道路の拡幅の整備が必要と思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

まちづくり課長 廃止した場合の交通機能、周辺道路の影響でございますけれども、現存します道路をなくすわけではございませんので、計画の廃止によって現状より交通機能や防災機能が低下したり、周辺道路の交通事情が特段悪化するようなことはありません。

また、この沿線に計画されておりました事業等については、都市計画道路の有無、これがこの成立の条件となっておりますので、この点もご理解をお願いしたいと思っております。

牛尾雅一議員 大門のほ場整備、区画整理されたときに、エッソ、ガソリンスタンドの近くが大門の田んぼを減歩というか、町もその道路用の用地も確保されておりますし、そしてその今のもちむぎのやかたのところにつないでいただくと、そしてそこからまた国道312号につないでいただくその道路があれば、将来にわたって市川町から来られて、加西方面に抜ける。また、加西から市川方面、また駅方面に、加西というか、町内の大貫、大門の方が駅方面に行くときにも、非常に大事な道路となります。その集落内の狭いところを歩いていくよりも、その道路を考えていただいてというのを、地元の方の、私も含めて、願いと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

そしてその見直しに当たりましては、過去約40年間ということでした、土地

の所有者の人に土地の利用制限とか、またその道路ができるということに対する期待感とかいろいろなことがあったと思うんですけども、そういうことを考えましたら、地元の方の思いとか意見ということをもっとくみ上げていただいて、取り組んでいただけたらよかったんじゃないかなと思ったりするんです。

そしてまた説明をされた、代替というか、それにかわるというか、そういうようなものも、考えがあったら提示をしていただくことによって、納得していただけたと思うんですが、そういうことに関しての答弁をお願いいたします。

まちづくり課長 見直しにつきましては、7月の広報ふくさきに、都市計画道路網の見直し案を掲載して、広く皆様の意見、案に対する意見を募集いたしました。

これに対しまして、9件の意見をいただいております。大半が大門福田線の田原地区の存続を希望するものでありましたので、当該地区を対象にした説明会を8月26日、27日に開催し、詳細な説明をさせていただきました。

意見募集及び説明会でいただいた意見の意図が当該幹線道路の早期整備を望むものでありましたので、都市計画道路廃止後の安全で良好な地区形成を図っていくためには、地域の皆様と一緒に整備手法等を検討していきたいと考えております。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきましたように、その整備手法を考えていただきまして、その地元の方が将来にわたって生活がしやすいというか、暮らしやすいための道路というか、そういう整備を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、通学路の安全対策ということについて、お尋ねいたします。

以前にも質問をさせていただきましたが、ダブるような質問でございますが、役場南の中国道のボックスについて、そのボックスの幅員はほぼ車両の通行分しかなくて、歩行者また自転車で買い物等で通行される方にとっては大変危険であります。最近ボックス内を見ておりますと、コンクリートの傷みによる欠落箇所が何カ所もありますし、また、雨の日はコンクリートのひび割れのせいか、水がしたたり落ちております。すごい幅の擁壁ですので、大したことないというふうに公団というか、西日本は考えておられると思うんですけども、それがもし必要というふうなことになりますと、ボックスを広げるというふうなことも考えて、対応していただけないのかについて、ちょっとお尋ねいたします。

まちづくり課長 中国自動車道のボックスなど、これらの構造物につきましては、西日本高速道路株式会社、ネクスコ西日本でございますが、管理をするものであります。

ひび割れ等についての補修に対しましては、計画的に対策をしていくと聞いております。

牛尾雅一議員 道路公団がネクスコに変わられて、民間になっていきますので、以前も難しかったと思うんですが、なかなかこちらの希望、多額の費用が要りますし、費用は町のほうでというふうなことも聞きます。非常に難しいことと思います。そうかといまして、手をこまねいておりまして、通学の児童とか一般の方が車両との事故にあわれないかと心配をしております。

現在その車両のボックスの西側に、歩行者、自転車用の約2.5メートル幅の小さなボックスを設けていただいているんですけども、人目にちょっとつきにくいというか、私も最近そこに行ったんですが、通るのに不安というか、何かちょっと恐ろしいような気もいたします。最近はいさい子どもさんに対するいろんな被害も出ておりますし、そういうことを考えましたときに、私の勝手な思いを聞いてほしいんですけども、私は今現在車両が通るボックスの東側に、

パチンコ屋さんとかガソリンスタンドがあるんですが、側道がどっちも通ってるんですが、その側道を狭いのでどうかと思うんですけれども、その車両のボックスの東側に、すぐ東側に3メートル、4メートルの新たなボックスをつくっていただくということになりますと、今車両のボックスの擁壁というか、東側の擁壁はそのまま利用して、そのさらに4メートルほど東に擁壁を建てて、それから歩行者用のボックスですので、今あるボックスと同じように、今のあるボックスは2.5メートルですが、それよりちょっと高いほうが狭く感じなくていいんですが、そういうふうなので抜いていただいての工法であれば、私素人ですので、今は何かトンネル掘ると、掘るほどずつに上が何かできて、そういうふうなことで非常にそんなにお金も、片方の擁壁を利用するということになると、余り要らんのじゃないかなというふうなことも、私のちょっと友人が、専門家じゃないので、その全く意を得てないかわかりませんが、そういうことも聞きますので、そうかといひましても、非常にお金がかかることですので、今全国的に注目されておりますふるさと納税寄附とか、そういった子どもとか、通行の方のために、その安全対策ということで、そういう事業をするということ掲げていただいて、指定寄附金なり、いろんなことを活用、また基金を募ったりしていただきまして、また、多方面に交渉とかをしていただくというか、考えていただいて、実現ができないかなと、それはすぐのことじゃないんですが、計画というか、そういうふうなことは不可能なことなのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 ボックスの拡張のためには多額の工事費が必要でございまして、ご指摘のように技術的な問題もございまして。ふるさと応援寄附金は、町外の方が町の定めた事業の目的に賛同されまして寄附をしていただくというもので、現在、町のほうでは五つの事業を設定しております。そこへ、通学路の安全対策という項目を追加するのは可能かもしれませんが、中国道のボックス1カ所の改修目的のためというのは、少し範囲が狭いような気がします。

それよりも、ご指摘のように指定寄附金、田原小学校や幼稚園、または福崎東中などに募金箱を置くとか、あと、南田原などの企業さんに協力をお願いするという方法のほうが、よいのではないかと思います。

しかしながら、目標額を幾らに設定するかという問題がございまして、大庄屋三木家の改修をするに当たりまして、なんとか庄屋募金を開始しましたが、5年ほどたっておりますが、集まりましたのは少額でございまして。事業の着手につながるほどの寄附金を集めるというのは、大変困難ではないかと考えております。

牛尾雅一議員 多額の費用が要りますし、それは町がいろんな事業を考えておられますので、非常に困難ということは過去にも、私もですけれども多くの議員の方々がこのことについて質問をされておりますが、なかなか難しいということで、現在に至っていることを考えて、私もそう思いますけれども、何かいい方策を議員の方皆さん、また町の方全員の方にお諮りいただきまして、住民の方、また生徒、子ども、児童の方の安全を図るためにも、実現ができればいいのにとおもいますので、よろしく考えていただきたいと思います。

議長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分



議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

牛尾雅一議員 通学路の安全対策について、引き続きお尋ねしたいと思います。

私このたび高岡小学校の卒業式に総務文教の役をさせていただいている関係上、行かせていただきました。そのときに、桜・長野の子どもさんが通学されると聞きます県道田口線、駅田口線ですか、そこのから、運動場の東側を通って上がるところが、非常に側溝が深いところもありまして、それとまた夜というか、夕方、防犯灯がないので、冬場は危険だというふうなことをPTAの方からお聞きいたしました。

それで、あそこの道も狭いですので、西側も東側も側溝にグレーチングというか、ふたをかけていただきましたら、車の方も際まで安心して寄れるということで、後退も軽四同士でしたら可能かと思ったりもしますので、通学路の安全対策という意味も、両方の意味もありまして、その改修と、ふたかけと防犯灯の設置が必要じゃないかと思うんですけれども、その点についてお尋ねいたします。

まちづくり課長 ご指摘の箇所の水路のふたがけにつきましては、道路勾配が急であることで、ふたがけすることですべりやすいということもございます。また、構造的にも深いところでありまして、階段、水路が階段状になっておりますので、構造的にも困難と思われます。

この区間につきましては、一般車両の通行は少なく、関係者の通行車両がほとんどであると思われますので、登下校時の徐行運転を呼びかけていくなど、調整をしていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 今そのグレーチングが困難と言われましたが、非常に深いところがあるんです。その県道の取り付け部分みたいなところ、大きなところがあるんです。ですからその勾配のないところとか、そういうところだけでも、また考えていただきたいと思います。

それと、防犯灯がないというのは、電柱がないのかどうか分かりませんが、それがまたちょっと学校の際ですし、校舎の運動場のところでございますので、それは何とか対処していただけないのか、お尋ねいたします。

学校教育課長 防犯灯につきましては、以前から聞いておるところでもございまして、住民生活課と協議をしながら、設置に向けた検討を進めていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 今、最近非常に思わないような幼児に対する被害がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、学校施設の維持修理等について、お尋ねいたします。

校舎は非常に古くなったというか、三十何年建設からたっている、福崎小学校とか、ほかの学校もそうなんです、その外壁とかに関しても、非常に傷んでいるというふうに見えます。

建物の劣化の軽減のためにも、計画的に改修をしていただけたらと思うんですが、その点についてのお考えをお尋ねいたします。

学校教育課長 町内の小学校、中学校の校舎につきましては、昭和50年代に建設されたものが多く、建築後30年以上経過しております。今後施設の長寿命化と大規模改修のための計画を策定し、順次実施していきたいと考えております。

牛尾雅一議員 今年度は高岡幼児園、また来年度は田原小学校の体育館と、非常に大きな事業をしていただくんですけれども、その後また順次校舎についても計画をたてていただいて、取り組んでいただくことをお願いしておきます。

続きまして、次の観光振興についての項目は今回ちょっと時間がないので、次

回にまたさせていただくことにいたしまして、次の項目の農作物の被害軽減の取り組みについて、お尋ねしたいと思います。

私はこれ自分の思いで、非常にピンぼけのような質問に思われるかも知れませんが、大貫地区も稲をつくられておって、収穫のちょっと前にイノシシが田んぼの中を荒らして、その稲が倒れてというか、そういうふうなことがよく起こるんでございます。

そういうことを考えましたときに、イノシシというのは、1日の行動範囲が60キロほどと聞きます。ということは、町内にたくさんのイノシシがおるのか、町内または加西、その近隣におるかも知れませんが、1頭のイノシシによって、あちらも、またこちらというふうに、1頭のイノシシ、またその家族によって、非常な被害をもたらしてるんじゃないかと、だから、そんなにイノシシはすごい数じゃないのじゃないかと、ですので、イノシシが来るような山の谷間の、大貫のことを思ったときに、もう耕作放棄地になって、非常にそのもうずっと荒れたままで、草も刈られないというふうなところですので、そういうふうな元田んぼ、そこを自治会なりがお借りするようなことにして、そこでサツマイモでもジャガイモでも、イノシシがそこへ来て、田んぼとか畑のものを食べるかわりに、そこで専用のものを先つくっておりましたら、そして、おなかが大きくなりますと、ほかへは行かないというふうにも考えますので、それでそこでえさ場、えさというか、そこをそれでまた、うちの、私の農家、私もちょっと畑もつくったりもするんですが、ジャガイモでもとれたときに、食べられないようなちょっとでき損ないというか、そういうのもよくいろんな納屋にたくさん置いておられる方もおられますので、そういうものもその場所を決めておりましたら、町の可燃ごみで出すかわりに、そこへちょっと行って、ばらまいてもらおうと、そこでイノシシが食べるということになりましたら、おりで囲ってしまつてというふうなことになりますと、いけませんし、不可能ですし、おりをやつたつて、山から出るといろんなことできませんので、そこから、今もそのもっと下のほうの米とかつくられる方はイノシシ来がないように、トタンでやつたりしておられますので、それは今までと同じようにしていただいていて、それでちょっと離れたところに、そういうことをすると、そこへ来ても、下のほうへ出て来んということになりますと、もう今トタンでされてる方はそれをする必要もなくなりますので、様子を見なあきませんが、そういうふうなすることによって、そこで食べますと、また仮に大貫のそこでまずできたとしましたら、亀坪のほうとか、西大貫のほうから、60キロの移動ということになりますと、もっとももっとよそへ行ってるかも知れませんが、そういうふうなのを防ぐためにもそこをやつて、それから夏場というか、その今、よくその対策をよくしてもらつて、イノシシの、猟期になったときに、今のおりの大きいので、猟友会の方がそれを結局猟をされるという意味で、おりを利用してもらえると、非常に猟友会の方も高齢になられてまして、なかなかその山でイノシシをとというようなことが困難というふうなこともよく聞きますので、その場所がそういうふうなしやすいというか、そういうことで一挙両得というふうな感じもありますので、そういうふうな取り組みを私、それは町の自治会でそういうことを考えてやればいいと思うんですけど、またその農地・水の今の交付金が、農地を守るという意味で、イノシシが農地を荒らしますので、農地を守るという意味からも、これは非常にそういうことで成功しましたら、意味があるんじゃないかと思うんですよ。そういうことも考えております。

そういう取り組みなどを、もしするとしましたら、町としましては、町は別にそれに対する何か考えていただくというふうなことは、町としては難しいですよ。

副町長 質問議員もご承知のように、神戸市あたりでは六甲から出てくるイノシシ、市街地に出てまいっております。これらにえさをやらないでくださいといったような、そういう運動をしているところであります。

野生動物は繁殖力が非常に強いということもありまして、そのイノシシだけが太るだけではなしに、それら子どもを含めた形の中で、繁殖力が増して、ますますそういう農被害が発生するのではないかというように思っております。

それよりも今取り組んでおります里山の整備でありますとか、そういったような形の中で、この野生動物と民家との間に、境がきちっとできるような形の中で、人間の暮らしが見えるような姿を見せますと、動物も近づかないといったようになっておるそうでありますので、そのような取り組みのほうが重要かと思っております。

牛尾雅一議員 副町長が言われるのはごもっともなことでございますが、私は私なりに、これも私の個人的な考えですが、ちょっとそういう猟友会の方とか、そういう方にお聞きしたら、ああ、いいんじゃないかというようなことも聞きますので、私、地元で取り組んで、私1人でできませんのですが、取り組んで、皆の農作物被害を軽減できるようなことになればというように思いますが、研究もしてみたいと思います。

長々となりましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は前川裕量議員であります。

質問の項目は

1. IT（情報技術）社会の中でのモラルや倫理的教育の必要性について以上、前川裕量議員。

前川裕量議員 議席番号8番、前川裕量でございます。

議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、IT教育についてであります。

特に、ラインによるいじめ問題についてであります。

少し、例を挙げながら説明をさせていただきます。

ラインとは、電話番号を知っている人同士がつながって、無料でやりとりするアプリケーションの一つであります。

世界で5億人、日本でも5,200万人が登録していると言われております。

最近ではラインによる問題が頻繁に起こっております。例えば、ラインで女子中学生を威圧し、問題となった大阪府議会議員のニュースも記憶に新しいところです。

ラインは今や10代の7割以上がつながっているソーシャルメディアの一つであり、ラインが人気となっている理由の一つにグループトークという機能があります。グループのメンバーが何かメッセージを入れると、グループに入っている全員に一斉に共有できるというものであります。便利な機能でもありますが、その一方でいじめなどのトラブルの増加の要因とも指摘されております。

ここで、二つほど実際のメディアで報道されたニュースを紹介させていただきます。奈良県で、当時中学校1年生の少女が、自宅近くのマンションで飛びおり、亡くなりました。天真らんまん、兄弟の中で一番明るくて、一番にぎやか

で、一番優しい子。趣味のダンスに打ち込み、明るい性格だった少女。ラインを頻繁に使うようになったのは、亡くなる4カ月前。中学1年の11月ごろでした。

スマートフォンを持っていない少女は、当初家族の知らないところで音楽プレイヤーをインターネットにつなぎ、ラインを使っていました。それから、家庭での様子が変わっていったといいます。脱衣所に座り込み、寒いのにラインをやっている。お風呂も入らないで、2階でやっている。親として注意もしましたが、反抗期だと思っていたと、自殺した少女の母親が語っております。友達同士であれば、誰でもコメントを共有できるラインのタイムラインという機能の中で、こんな言葉が少女にあてられていました。「KYでうざい」。KYとは、空気を読めないという略でございますが、「KYでうざい」、「消えてよね」、「さようなら」。クラスでも徐々に孤立していった少女は、学校から帰ってきても、追い詰められていました。当時、少女のタイムラインには、「どうしよう」、「もう疲れた」、「しんどい」、悲痛な叫びは誰にも届きませんでした。

この翌日、少女はこの世を去りました。さらに亡くなった後、ライン上でこんなやりとりもありました。「お通夜なう」。遺族の前では決して口に出せないだろうという言葉が平然とつぶられていました。亡くなくても、まだなおこう言うのか、亡くなくても執拗ないじめじゃないのか、あの子がかわいそうと、自殺した少女の母親は語っておりました。

辛く、悔しかったことでしょう。飛びおりる直前、少女の携帯電話に、誰にあてるでもない、こんなメッセージが残っていました。「みんな呪ってやる」。

ライン上でのいじめは、言葉の暴力だけではとどまりません。二つ目の事例を挙げさせていただきます。ことし3月、高校を卒業した女子高校生の話です。高校3年生の夏ごろから卒業まで、ラインを使ったいじめにあいました。きっかけはささいなことだったといいます。あるメッセージに対して返信せずにいたところ、既読無視と捉えられ、翌朝までに「死ね」など、悪口が100件ほど入っていたというものです。

「死ね」、「殺すぞ」、複数の人と同時にやりとりができるグループトークという機能を使って、いじめ、いじめであります。おおよそ20人から、心ない言葉を浴びせられ、中には面識のない生徒もいたといいます。

その後、ライン上だけではなく、学校でも無視されるようになり、さらにラインいじめはエスカレートしていきました。ある生徒が、被害者の女子高生の名前と写真を使い、女子生徒にわいせつな画像を送りつけたものです。女子高生は次第に学校に通いづらくなってきました。毎日胃が痛く、朝になるのも怖かった。そして、事態は最悪な状況にまで発展します。追い詰められた女子高生がとった行動は自殺未遂でした。女子高生が誹謗中傷を受けたのはライン上だけで、直接言われたことは一度もなかったといいます。

電話でも何でもしてきて、「死ね」とか言ってくれば、何についてそう思っているのか考えられる。全く考える余裕もなく、一方的に「死ね」、毎日疲れました。という少女の、女子高生の言葉がありました。

このような記事が新聞に、あるメディアに掲載されておりました。

ラインによるいじめの大きな要因として、三つ挙げられます。それは、既読、言葉の勘違い、裏グループなどと言われます。

一つ目の既読とは、呼んだら既読の表示が出る。返信しないと、なぜ返信できなかったんだ、むかつく、未読でもイライラする。スマホをいつも持っている

のにおかしい、だから、友達グループから外すという問題です。

二つ目は、言葉の勘違いによる問題です。例えば、グループで「映画に行こうよ」と誘い、「何で来るの」と返信すると、「乗り物は何で来るのか」という問いなのに対し、「なぜあなたが来るの」と勘違いされ、仲間外れにされるという問題であります。

三つ目は、閉鎖的な世界によるいじめ、閉ざされた空間のため、正論が全て通るとは限らない。腹が立つと思ったら、正論を言った相手をみんなで潰してしまふ。これはライン上でのトラブルの大きな要因になっていると言われています。

ある中学生の話によると、クラスには裏グループをつくり、外した子の悪口を言い合うなどの問題があります。

このように、ラインにおけるいじめ問題は大きな社会問題となっております。また、ラインいじめの問題のみならず、インターネット上の問題は多岐にわたっております。例えば、デジタルタトゥー問題などがあります。これはインターネット上に一度書き込むと、本人が取り消そうとしても一生消えないということを行います。

例えば、ツイッターといわれるもので、コンビニの冷蔵庫に入った写真をインターネット上に掲載することで、社会的な大きな問題となりました。これは本人の思惑とは違う反響で返ってき、一生消えない汚点となりました。また、中高生の女子生徒が、恐喝や恫喝などでわいせつな画像などを掲載させられ、一度掲載したものは世界じゅうに広まり、消そうにも消えない、一生消えない傷となります。これらをデジタルタトゥー問題といい、大きな問題の一つであります。

こういった中で、今日IT教育が非常に重要視されている中、特に現在のネット社会といわれる中で、子どもたちのIT教育は欠かせなくなっております。IT教育を二つに分けますと、IT倫理とITリテラシーとよくいわれます。

ITリテラシーとは、ICTともいいますが、コンピュータの操作方法など、コンピュータを使うに当たっての、必要な知識とされております。IT倫理とは、ITを利用するときの行動規範であり、ITが社会に広く深く関係しているため、ITに特有な倫理が求められています。

例えば、電子メールやウェブページで他人の誹謗中傷をしない。プライバシーの侵害をしない。反社会的な情報を流さないなどの倫理です。また、情報セキュリティに配慮することも倫理の一つとも言われております。

このようなIT倫理教育につきましては、これからの大きな課題だと思われまふ。そこで、第1の質問であります、中学生の携帯の普及率はどれくらいかわかりますでしょうか。

教 育 長 ただ今、痛ましい事件の様子を教えられ、心が締めつけられております。このような問題はどこでも起こる問題であるということ、大人も子どもも認識することが大前提かと、このことを先に申し述べまして、質問に答えさせていただきます。

生徒のアンケートによる結果では、携帯電話の所持率は42%となっておりますが、ネットのできる端末機を含めると、もっと多くなるように思っております。

前川裕量議員 次には、中学校内での携帯など通信機器は、どのような利用制限がされているのか、わかりますでしょうか。

教 育 長 学校では、間違った情報機器の使用について考え、教えながら、正しい情報教育の指導をしております。

また、保護者にはフィルタリングをかけてもらう等の協力を得たり、生徒会を中心に、生徒の手による使用時間や内容等につきまして、全校集会等でルールづくりについて今取りかかっております。

また、今般教育委員会が策定しました福崎町いじめ防止基本方針、つい先日できたところなんですけれども、この中においても、啓発情報の提供や講演会、ネットトラブル対策講座を実施する等、利用制限につながる対策も取り入れております。

前川裕量議員 それでは次に、ラインによるいじめ問題は当町にあるのか、そういったことが教育委員会としては把握されておられるのかどうか。

教 育 長 教育委員会に報告がありましたのは、本年度は今のところ1件のみでございます。しかしながら、私の感想としましては、水面下ではもう少しあって、子ども同士の間でけんかに発展したり、あるいは子ども同士で解決したり、そういう実態もあるのではないかと、これはあくまでも憶測でございます。

前川裕量議員 正直私も同じ意見であります。憶測ではありますが、明るみにならない部分でのいじめはあるのではないかと、特に見えない部分でありますので、そのように感じております。

また、この携帯電話等の通信機器などで課金制のゲームなどの消費者問題というものがあります。例えば、当初は無料で遊べるゲームですが、途中からお金をかけることでゲーム性を向上させるなどのシステムです。どうしても、こういったシステムのゲームをし出しますと、お金をかけたくなるものです。このようなネット上での課金制ゲームなど、消費者問題として、特に小・中学生の報告はあるのか、例えばこれは私が聞いたところでは、月に10万円、20万円という子どもがお金を使ったことがわからず、かけてしまったことについての多額請求があると聞いておりますが、この点、教育委員会のほうでは把握されておりますでしょうか。

教 育 長 かつて郡内の小学校でそのような事件に子どもが巻き込まれたという報告を聞いております。

しかしながら、今のところ福崎町内の学校にも、教育委員会にも、町内ではそのような実態が報告されていないので、うれしく思っています。しかし、報告がないだけかもしれませんし、本当に安心していいのか、疑心暗鬼でいるのが偽らざる心境なんです。

前川裕量議員 また、先ほどIT倫理という話をさせていただきましたけれども、現在この当町では、IT倫理教育はどのような取り組みをされているのか、ITの進化は非常に速く、実教法整備も追いついておりません。

このような中で、学校の先生方だけでは対応できないと思われます。また、家庭内でも同様に思われます。ある中学生の父兄の話ですが、子どもが家でラインばかりしている。食事中にもラインをしている。でも、注意ができない。なぜなら、急に携帯を取り上げたりして、強制的にやめさせたりすると、その状況を知らない友達たちは、なぜ返信をしなかったかと、いじめられるのではないかと心配する。もし、コンビニなどの前でたむろをしてしゃべっていたら、引きずっても家に連れて帰る。ラインは顔が見えないところで、こちらの状況が伝わらず、子どもの責任になり、いじめになっては困る。このように家庭でも対応を大変苦慮されております。

対応方法の一つとして、先ほど教育長が言われたように、生徒の中で、生徒同士で自主的にルールを決め、互いに自制し合うよう、生徒に指導が必要ではないでしょうか。

また、インターネット社会の多くのリスクをしっかりと生徒に伝えていくことと、教員、父兄にもそれぞれ伝えなくてはならないと考えます。

そこで、当町の教育委員会にこのような問題に対し、専門家を配置してはいかがでしょうか。例えば、県警のサイバーテロなどで活躍されたような方など、インターネット問題などに精通された方が各学校を巡回し、生徒の指導を、また教員や父兄などの相談をできるようにしてはと思いますが、いかがでしょうか。

教 育 長 ただ今もご質問の中にありましたように、現在は県警等の協力を得ながら、県警から指導員の方を学校にお招きをして、子どもたちを対象にしたり、保護者を対象にした講演会なり、研修会をしているのが現状でございます。今後も専門家のお力をかりながら、こういうことは大いに前向きに取り組んでいきたいと思ひます。

ただ、町の教育委員会独自ということになりますと、諸般のいろんな事情がありまして苦しいので、ボランティアを初め、いろんな専門家の方々のお力をかりながら、この分野は進めていきたいと、こういうふうに考えております。

前川裕量議員 この問題は非常に大きな問題となってきております。例えば人権であり、差別であり、そういった問題と全く同等に、ただ、この問題に関しては、私たち大人ですらわからないことが多くあります。それを子どもたちにどのように伝えていくのか、これが非常に大きな問題だと思われまひす。

ここで町長に、一つ質問させていただきたいと思ひます。町長は常日ごろ、差別のない、人権を守る、いじめのないまちづくりをよく提唱されておられますが、こういったいじめ問題について、当町としてどのようにお考えでしょうか。

町 長 いじめというのは、ある意味では大きな差別というふうに考えられます。したがひまして、命を大切にするとひいう、常々教育長が提唱されておられます、そうした考え方をより徹底していくことが大事だと思ひます。

次々と便利なものが開発されてまひりますけれども、それを規制するというのはなかなか人間が一度便利なものを手に入れますと、それを離すということはなかなか難しい問題もござひますので、そうした機器についても、やはり、前川議員が言われまひすように、倫理観をしっかりと持つような教育を学校でも社会でも家庭でも進めていくことが大事ではないかと思ひております。

何よりも命を奪っていくようないじめというのは最大のいじめでありますから、これはなくすために努力していかなければならないと、このように思ひます。

前川裕量議員 ぜひともこういった部分に多くの予算を割いてでも、1人でもこういった子どもが出ないように、私も子どもを持つ親として、こういったニュースを見ることで非常に心痛く思ひます。決してなくしてはいけない命だと私は思ひます。そのためには少しでも多くの予算をそういったところに配置していただき、この福崎町ではこういったいじめがないと言えるように、していただきたい。

また、このIT教育に関しては、私は決して否定的なものではござひません。これからの子どもたちに、次代を担う子どもたちは、このITとしっかりと向き合ひて、そして、きっちりと使いこなせなければいけません。情報社会と言われる中で、子どもたちがこれからどのような情報をしっかりと自分たちの力で区分しながら、情報を操作できるか。情報に操られるのではなく、情報をしっかりと操作できる子どもたちになっていく必要性は大いにあると考えております。

例えをもう一つ挙げさせていただきますが、ある大学生がネット上で検索するときに、ウィキ情報だということをよく言ひます。何々を調べたときに、これ

ウィキ情報ですけど、とよく言われます。これどういう意味かというと、ウィキペディアというインターネットサイトの辞書的なものがあります。これはただいろんな人が書き込むことによって、情報の信頼性が非常に低いですよという意味で、そういった若い子たちは、ウィキ情報ですよと、この情報は信用性は低いんですけど、アイデアの一つとして聞いてくださいと、今の若い人たちはそのような形で情報の信頼性等をしっかりと区分しながら、情報を操作しております。

これからの子どもたちは、そういった形でＩＴの社会の中で、しっかりとこのＩＴ社会、全世界を相手に闘えるような子どもになっていただきたい、そういった意味でも、ＩＴは決してのけるものでなく、ふたをするものではない。これからどんどん使っていただきたい。その中で、しっかりとした倫理を持って、そして、いじめのない社会にしていっていただきたいという思いで、今回の質問をさせていただきました。

先ほど教育長のほうが言われたように、なかなか常駐は難しいと言われましたが、これも大きな問題だと思います。いつでも誰でもがそういった専門家に相談ができるような窓口を、できる限り設置できるように、ご努力のほうをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 前川裕量議員の一般質問を終わります。

次、３番目の質問者は石野光市議員であります。

質問の項目は

- １．交通安全対策について
- ２．播但道の法面の植栽について
- ３．雨水排水対策について
- ４．町内農作物の作況、鳥獣被害の状況について
- ５．食育の推進について
- ６．子どもの虐待防止と対策について

以上、石野光市議員。

石野光市議員 ７番、石野光市であります。ただ今から、議長の許可を得て、一般質問をさせていただきます。

第１の項目は、交通安全対策についてであります。

町道中島井ノ口線では、緑地帯の植栽が繁茂し、交差する道路からの進入の際、視界をさえぎる状況となっております。刈り込みはその後実施されましたが、交差点付近では特に植栽の種類を、視界をさえぎるほど成長が早く進まないものに変更するなどの検討をされるべきではないかというふうに考えるものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 中島井ノ口線の植栽につきましては、草等の繁茂により交差点付近で見えにくいのご意見をいただいております。これにつきましては、対応をしたところでございます。今のところは樹種の変更は考えてはおりません。今後につきましては、適正な管理を行っていきたいと考えております。

石野光市議員 状況は注目して見ていきたいと思っております。たびたびこうしたことが起こるということは、やはり避けるべきでありまして、もう少し成長の遅いものに植物の種類を変更するという点についても、一定の検討は引き続き求めていきたいと思っております。

続いて、この播但道の南ランプの南側の側道のところにある、これが水路なんですけれども、以前にもこの問題で取り上げさせていただきました。中島地内

で道路西側の水路にこの播但道法面の樹木、雑草などの落ち葉や枯れ草等がたまり、水路の流れを悪くする原因となっているということを、指摘してきました。

この水路の水位が大雨のたびごとに上昇し、道路面の高さに近づくということが繰り返し起こってきました。水害対策の面からも、以前に取り上げ、ことしの春に水路の際の部分の刈り込みが行われたとのことですが、現状はこれから冬季を控え、枯れ草や落ち葉が水路に落ち込む時期を前に、改めて改善が求められているところです。道路管理者に適正な対策を要望されるよう求めるものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 播但連絡道路のご指摘の箇所につきましては、管理事務所に要望し、ことしの2月に水路にかからない範囲で水路から約1メートルでございませうけれども、この部分の植栽について伐採、剪定をしていただいております。今後も適正な管理について、要望をしていきたいと考えております。

また、水路内、町河川でありますけれども、堆積土砂については確認をし、必要であれば撤去をしていきます。

石野光市議員 同時にこの水路の上流部に当たる姫学保育園付近では、相当な区間で暗渠が行われ、ごみの流入などのリスクが軽減されるとともに、道路の歩道部として活用されています。

また、姫学保育園南の住宅地での浸水対策としても、今、取り上げております南ランプ以南の水路を開渠のままコンクリートで泥上げ部を設けることなどについても、積極的な検討が行われるべきだと考えるものですが、いかがでしょうか。

ともかく、水路の状態を目視点検できない現状を改善しなければ、水害の防災、減災の基本ができていないということになるのだという視点がなければならぬというふうに考えるものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 播但ボックス以南の水路のふたがけではございませうけれども、この部分につきましては、何年かに一遍道路まで冠水をする状況の中で、ふたがけ等はできないというふうに考えております。

また、現状等把握しながら、適正な管理をしていきたいと考えます。

石野光市議員 開渠のままでのコンクリートで泥上げ部分を設けるという方法も検討をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

雨水排水対策について、お尋ねいたします。川すそ川の雨水排水対策として、播但道に接するところまで拡幅整備を行うための測量等が25年度に行われました。現況と今後の見通しについて、お尋ねをいたします。

上下水道課長 議員ご指摘のとおり、川すそ雨水幹線の用地測量業務につきましては、平成25年度から取り組んでおります。25年度の事業であります、26年度に繰り越して、本年度も継続して事業を行っているところであります。

現在は、境界の画定による地図訂正の業務を進めておる状況であります。地権者等の理解を得ながら、早期に用地を取得できるよう、目指しておるところであります。

石野光市議員 この川すそ雨水幹線が当面目標としておる播但道に接するところまで進んでいくということが、今、取り上げておりました中島地内、また、その上流部の西光寺の播但道の西側に位置する住宅地の浸水対策にも、大きく改善に貢献する、そうした期待が持たれるところであります。速やかな進捗を願うとともに、当局のご精励を改めて要望するところであります。

続いて、町内農作物の作況、鳥獣被害の状況について、お尋ねいたします。今

夏の天候不順等による農作物への影響はいかがでしょうか。稲作についても、病虫害の発生等が警報という形で、兵庫県下出たようであります。野菜等、鳥獣被害の状況についても、お尋ねいたします。

農林振興課長 水稻の作がらにつきましては、東日本が豊作予想でございますけれども、西日本につきましては、台風の接近や上陸に加え、前線が日本付近に停滞したことにより、曇りや雨の日が多く、水稻も日照不足の影響で作がらが悪化する懸念が強いと報道がされているところでございます。

近畿農政局の調査では、兵庫県は平年並みということでございます。福崎町におきましては、思ったより天候の影響も少なかったところから、中播農業共済に聞きましても、病虫害の被害が高岡地区の一部で出ているようでございますけれども、今のところそのほかの報告はないような状況だということでございます。

野菜につきましても、影響は少なかったように思っているところでございます。

また、有害鳥獣の被害の状況につきましては、これもまた中播農業共済に聞きますと、町内各地区での被害届が出ているようでございます。現在、確認作業を行っているということでございますけれども、水稻におきましては、福崎地区では中小企業大学校付近や桜、板坂、田口、田原地区では加治谷、亀坪、八千種地区では余田、東、南大貫集落から被害報告があるということでございます。

野菜につきましては、鳥獣の捕獲要請から見ますと、福崎地区では桜、長野、田口、田原地区では加治谷、八千種地区からは余田、西大貫集落に被害が発生しているようでございますけれども、被害量等につきましては、主に家庭菜園が多く、把握は困難な状況でございます。

石野光市議員 引き続き、各農区への聞き取り等の調査も進めていただきたいと思います。

福崎町では、特段大きな影響はなかった。しかし一部で被害の状況などがあるということをお聞きしました。改善できるところがあれば、対策も適正にとつていただくよう、要望いたします。

5番目の質問事項として、食育の推進についてであります。

和食、日本人の伝統的な食文化が、昨年12月4日、国際連合教育科学文化機関、いわゆるユネスコによって、無形文化遺産として登録されました。農林水産省のホームページで和食の特徴として、

- 1、多様で新鮮な食材と、その持ち味の尊重
 - 2、栄養バランスにすぐれた健康的な食生活
 - 3、自然の美しさや季節の移ろいの表現
 - 4、正月などの年中行事との密接なかかわり
- を掲げ、登録申請してきたことが示されています。

特に、2の栄養バランスの項目では、一汁三菜、1種類の汁物と3種類の菜からなる日本料理の基本的な膳立てを基本とする日本の食事スタイルは、利用的な栄養バランスと言われている。また、うまみを上手に使うことによって、動物性油脂の少ない食生活を実現しており、日本人の長寿、肥満防止に役立っているとの内容が、世界的に評価され、健康面での和食の優位性が大きくクローズアップされています。

しかし、国内では、23年4月にまとめられた福崎町食育推進計画での町内の幼稚園、小・中学校の協力を得て、調査した結果として、朝食でみそ汁は3ないし4割と半数以下となっていること、学校関係からのヒアリング結果では、朝食に菓子パンやおやつなどを食べてくる子どもがあるとの回答もあり、健康

的な昔ながらのご飯とみそ汁の和食スタイルの朝食が減少しているとの記述があるように、全体として伝統的な和食が日常生活の中から、その比率を低下させていることが伺えます。

福崎町では、親子料理教室や男性の料理教室など、以前から積極的に保健センターを中心に、そうした活動が取り組まれてきた経緯があります。今、この和食が世界文化遺産として登録されたという機会を捉え、和食の四つの特徴とともに、栄養バランスの優位性や、地元農産物の消費拡大等の面でも大きな優位性があることの啓発が、さらに積極的に進められべきと考えるものですが、いかがでしょう。

公益社団法人日本栄養士会のホームページで、1977年、昭和50年ごろの伝統的な食事に、肉類や果実などがほどよく加わり、健康的でバランスのとれた食生活が完成し、これを日本型食生活と呼んでいる。日本型食生活が日本人の体格を変え、平均寿命を大きく伸ばしたとしているとともに、しかし、最近の日本人の食事は、お米の消費量が減少する一方で、脂質の消費が増加し、栄養バランスの乱れが見られ、肥満、糖尿病などの生活習慣病の増加が問題になっていると記されています。

こうした知見を広く普及するために、町広報やチラシ、回覧板、学校、保育所、幼稚園での授業や、保護者へのプリント等も活用されるべきと考えるものですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 福崎町では、日本型の食生活離れが進んでいるところから、食育推進計画でスローガンに、「もう一度見直そう地域の食材、昔の食事、ぎっしり詰まった栄養素」を掲げ、ご飯を主食とした昔からの日本の伝統の和食のよさを住民に啓発しております。

日本型食生活のよさを伝えることは、福崎町の食育の取り組みの大きな目標です。学校給食においても、米飯給食の回数をふやし、特産品もち麦や、旬の地産地消食材を取り入れ、食育教室等で積極的に啓発しています。広報の食育通信コーナーや保健センターだよりを通して、情報提供もしております。

また、町内の各幼稚園や保育所、小・中学校でも食育通信を作成して、保護者への啓発も行っているところでございます。

石野光市議員 こうした時事的なニュースも広く浸透していくよう、そうした取り組みも求めておきたいと思います。

食育が健康教育の一翼を担っている面から、自炊する力を中学校卒業時には、簡単な調理、みそ汁、だし巻き卵、肉じゃがや筑前煮等ができる程度まで、レシピの配布等で夏休みの機会に体験、実習できるような目標を掲げることについては、いかがでしょうか。

安全性の面でも十分な配慮が必要なことは当然ではありますが、やはり、ご飯、汁物、煮物、焼き物、揚げ物といった組み合わせを知識として知るとともに、1食の献立を自炊できる力をつけること、体験することこそ、子どもの将来や、保護者を含めた波及効果も期待できるものと考えられるものであります。

子どものときの体験はその後においても極めて有用で、日常の食事につながる調理体験は特に有意義なものと考えられるものですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 子どもに自炊ができる力をつけるということは、とても大切なことでございます。自炊する力は、家庭で親が実践し、また子どもたちに体験する機会をつくっていくことも重要でございます。夏休みを利用して、保護者の積極的なかわりにより、簡単なレシピによる自炊する機会をつくることは、よい取り組みで、推進していきたいと考えております。

石野光市議員 少しの働きかけで、大きく前進していくということもあると思います。きっかけというものを、やはり積極的につくっていく取り組みも求めていると思います。

食育推進計画において、達成すべき目標として、23年4月のアンケート調査や、今後行われる調査から、さらに今後数年後を目指す数値目標の設定についての検討はいかがでしょうか。

健康福祉課長 数値目標の検討でございます。現計画におきましても、朝食を毎日食べる人の割合の増加など、7項目の数値指標を掲げております。

次回の計画策定においては、食事形態についてのアンケート項目も掲げ、ご飯を主食とした和食献立の摂取状況等について調査し、食育推進計画の中で、目標設定について検討したいと考えております。

石野光市議員 取り組みの中において、やはり数値目標を掲げて接近していくという状況の分析とともに、そうした目標へ近づいていく取り組みというものを意識的に進めていただきたいと思いますと思うところです。一層のご精励をお願いいたします。

子どもの虐待防止と対策について、6番目の項目として取り上げさせていただきます。

厚生労働省のホームページで、児童虐待の定義と現状が取り上げられています。極めて深刻な内容となっております。児童虐待の相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移ということで、この表に出ておりますのは相談件数であります。大変右肩上がりになっておりまして、コメントとして、全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度、これは1万1,631件となっております。これに比べ、平成24年度は6万6,701件ですので、5.7倍に増加と表の上にコメントが記されております。

ここにあらわされている数字は公式な相談件数の指標ですが、潜在的な状況はさらにすそ広がり深刻なものとは見ないわけにはいきません。事件、事故に至る身体的虐待は、未然に防止するための早期発見や児童からの相談窓口の整備などを積極的に進めるべきであるとともに、ネグレクト、適切な養育、食事の提供や例えば歯科などの受診を結果的に適正な受診を怠るような事例が関西の大都市部でも大きな社会問題となっているとの報道にも接しています。

貧困は口にあらわれるという言葉が、歯科医療関係者や社会問題の研究者などで共通の認識となっているようです。食生活の乱れ、栄養バランスの乱れとともに、子どもの体調管理、健康管理に十分関心が払われない傾向が、全国的に社会問題視されているところです。

何げない子どもへの言葉によって、無意識のうちに子どもの心を傷つけるという問題も軽視できません。子どもの最善の利益を守るという、子どもの権利条約の精神が広く深く浸透することが肝要との思いを強くするとともに、当局の機敏な対応で6月の一般質問で取り上げておりました父子手帳について、早速8月から交付が始まっているとのことで、うれしく思っているところです。

平和で円満な家庭生活こそ、子どもの幸福感の基礎であることは周知の事柄ですが、経済動向や労働条件の悪化、いわゆる格差の拡大、貧困の広がりといった背景と、児童虐待相談の対応件数の伸びに相関関係を見ることができます。

ここに、平成24年度の児童相談所における児童虐待相談件数の内訳ということで、種類別のもの、虐待者別というふうな表も出ております。実父、実母というのが虐待者の中で、実父は29%、実母は57.3%という数字も出ております。大変深刻な問題だと受けとめております。

この問題でも、町教育委員会等の主催する講演会や町広報、回覧、配布文書等でも啓発のさらなる推進を求めるものですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 児童虐待に関します対策につきましては、発生の予防、早期発見、早期対応、子どもの保護・支援、保護者の支援等が考えられます。

町では、相談や通告のあった場合には、関係者を集めてケース会議を実施し、対応を検討しております。

発生の予防につきましては、児童虐待防止マニュアルを平成24年11月に作成し、医療機関、民生委員、学校、関係機関へ配布し、啓発をしており、医療機関には診療時に気になるケースがあれば連絡をいただくという体制をとっております。

また、11月の児童虐待予防月間に啓発用のリーフレットを作成し、町内全戸に配布して、啓発しております。

地域では、民生児童委員により、こんにちは赤ちゃん訪問など、地域でのつながりによる見守り活動を行っております。

今後も関係機関と協力して、虐待防止に努めていきます。

石野光市議員 本当にこの人権問題の中でも、深刻な事象と見ないわけにはいかない、こうした問題が全国的に増加傾向であるということについて、大変深刻に受けとめているところであります。

当町において、そうした面での防止と速やかな対応が図られるよう、全庁的な啓発にも一層取り組んでいただきたいと思いますところ です。

これで私の一般質問を終わります。

議長 以上で、石野光市議員の一般質問を終わります。
一般質問の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
再開時刻を13時といたします。

◇

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次、4番目の質問者は宮内富夫議員であります。
質問の項目は

1. 集中豪雨による対策はできているか

2. もち麦について

以上、宮内富夫議員。

宮内富夫議員 ただ今議長にご案内いただきました、1番、宮内富夫でございます。

集中豪雨による対策はできているか。もち麦について。この2点を質問していきたいと思 います。

水害については、午前中に牛尾議員さんが鋭い質問をされまして、二重、三重にと、こうなっていくかと思いますが、その点よろしくお願 しいたします。

さて、ことしの夏は天候不順で、特に8月は日照時間が例年の半分となり、連日雨天が続 き、北は北海道から南は九州まで、日本のどこかで記録的短時間大雨情報が毎日のように聞かれ、被害のニュースが流れていたのが現状かと思 います。突発的に雨が降り始め、時間当たり100ミリ、降り出してから数時間で150ミリ、200ミリと、過去に例を見ない短時間集中豪雨となつてお ります。このようなときは、備えもできておらず、なすがままとなってしまうようなことが多いと思 います。

県下では、8月17日、丹波市が集中豪雨に見舞われ、甚大な被害が発生いたしました。福崎町からもボランティアの方が行かれまして、活躍していただきました。

最大の被害が出たのは、8月20日未明に広島市における、山すそまで宅地開発された住宅街の土砂崩れです。これは74名の死者を出し、住宅は押し流され、甚大な被害となりました。亡くなられた方へはお悔やみと、被災された方にはお見舞いを申し上げる次第でございます。

幸いにも当町はことしの夏、被害もなく過ごしましたが、いつこのような記録的短時間豪雨が起きても不思議ではないかと思えます。避難勧告、また避難指示をいつ伝達するのか、見きわめに苦慮するのではないかと、8月豪雨、避難勧告メール経過を9月15日の神戸新聞を見ますと、8月6日に山口県の岩国市、17日に兵庫県の丹波市、17日に石川県の羽咋市、20日は広島市、24日は北海道礼文町、8月にこのようなところが死者を出したような、大きな被害に見舞われたところでございますが、この兵庫県の丹波市以外は、土砂災害警戒情報が出て、被害が出てから避難勧告を出したとか、避難指示を出したとか、このような状態になっているということでございます。勧告を出す見きわめの判断が非常に大事かと思えますので、当町に当たり、一時間当たり100ミリ、降り始めてから数時間で150ミリ、200ミリ相当の記録的短時間大雨の情報が入りました。このようなときのシミュレーションはできているのでしょうか。

まちづくり課長 時間当たり100ミリを超えるような雨量に対するシミュレーションはできておりません。

宮内富夫議員 できていないと言われたら、後のなかなか質問もできないんですけれども、本当にやはりいつあっても不思議ではないと、このようなことで、早急にそういうのは取り組んでいただきたいと思うわけでございますが、それ以上に、昨年から特別警報というようなこともありますし、記録的短時間大雨情報いうて、いろんな情報が出ております。まだ、できていないというようなことがありましたら、そのような方法を、この情報が出たときにはどういうことになるのか、この情報が出たときにどういうことになるのか、ということでございます。

このような情報が出たときに、災害対策本部の設置等につきましては、どのようなお考えを持っておられるのか、お伺いしたいです。

総務課長 特別警報が出される状態を想定しますと、少なくとも避難準備情報や避難勧告などが発令されている状況にあるかと思えます。

災害対策本部を設置し、職員や消防団員の配備については、万全の体制で臨んでまいります。

職員の周知については、町からは防災行政無線やメール配信、及び今年度から加入しました兵庫防災ネットでの情報提供、また、区長さんをお願いして、自治会の有線放送による周知や、消防団の呼びかけ等を行ってまいります。

その他、テレビやインターネットなどからの情報収集、携帯電話のエリアメールの活用など、さまざまなツールでの情報収集手段がありますので、ご活用願いたいと思っております。

風水害や地震災害に対する対応策に関し、必要事項を定めた地域防災計画や、避難勧告の判断伝達マニュアルなどを町は策定しておりますので、これらの計画やマニュアルに沿った形で、防災体制の万全を図ってまいりたいと考えております。

宮内富夫議員 今、丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。

広島市の例を見ましたら、夜遅くから降り始め、未明にかけて一番大きかったと、こういうようなことでございます。このようなゲリラ豪雨が起きましたら、外は雨の音で聞こえない。そして、電柱は倒れて停電になっているというように、なかなか防災無線とかテレビとか、そういうもので情報を得るというのは難しゅうございまして、そのようなときには、今言われたように、区長さんなり、そういう村の放送とか、消防車とか、そういういろんな方法があるかと思いますが、その辺の体制はもう完全にできているというようにことで認識してよろしいのでしょうか。

総務課長 昨年、区長会におきまして、町がそういった避難準備情報や勧告などを発令したときには、区長さんのほうにもお願いして、町の防災行政無線だけでなく、自治会放送でもやってほしいと、いろんな手段で周知を図っていききたいというお願いをして、了解を得ているところでございます。

宮内富夫議員 それで、避難勧告、避難指示とかそういうのが出た場合ですけれども、この広島市の例を見ましたら、弱者避難支援が機能せずと、これも新聞に出ておまして、なかなかこの弱者の方に手が回らなかったということで、一昨年ですか、この方々の名簿をつくって、支援者は誰かということのをきれいに作成していただいたわけですが、このような方に対して、民生委員もかわられたり、例えば自治会長さん、区長さんがかわられたときの、このような連絡は確実にできているのでしょうか。

健康福祉課長 弱者への支援体制の連絡ということでございます。今、言われましたように、災害時の要援護者の名簿というものは、地元の区長さん、また民生委員さんと共有し、保管、管理をしております。地域に避難準備等の情報が発令された場合には、民生委員が要援護者に連絡をして、避難の支援を行うこととしております。

民生委員におきましては、ことし7月の定例会におきまして、避難勧告等の判断伝達マニュアルによります避難準備、避難勧告、避難指示の発令についての説明と、支援体制についての依頼をしております。

宮内富夫議員 特に弱者に対しては、本当に何もわからないというようなことになりますので、その辺は十分機能するように、日ごろからの訓練というとおかしいんですけれども、図上訓練なり、実際のこういうときにはこういうようなことを、民生委員の方とか、そのような方にはぜひともお願いしておきたいと、このように思います。

続きまして、この質問をするに当たりまして、ハザードマップ、防災マップを見せていただいたんですけれども、このマップでは市川では100年に1回程度起きる大雨、1日総雨量が210ミリと書いてあります。七種川、西谷川、平田川、雲津川は60年に1回起こる大雨、1時間当たり総雨量74.2ミリの想定でできていると、このようになっております。

今は大きな川、市川では堤防とか、そういうものが完備されまして、なかなか大雨に対する災害の備えはできていると思いますが、七種川、西谷川、平田川、雲津川のように支流につきましては、なかなかまだ、きれいにはしていただいているんですけれども、時間当たり74ミリ、またそこから入ってくる小さな水があふれると、こういうふうなことがありますので、想定が少し甘いのではないかなと思うんですけれども、県がつくったというようにことでありますが、福崎町の認識としてはどのように考えられておられますか。

まちづくり課長 午前中にも牛尾議員の質問に対して答えさせていただきましたが、これは水防法によりまして県がその基準による想定雨量で計算をして範囲を示したもの

でございます。これら基準が見直されるようであれば、その見直しに沿いまして、防災マップにも掲載をしていきたいと考えております。

宮内富夫議員 県がそのようにしてあるんだから、これで行くんだと、このような返答かと思いますが、1時間に100ミリというような数字が珍しくないようなときでございますので、もっともっと関心をもって、大きな雨が降るんだと、今防災では想定外という言葉はもう許されないと、このような感じになっております。東日本大震災が起きたときに、想定外、想定外という言葉をよく聞いたんですけれども、やはり想定外ということがあり得ないようなことの認識をもって、防災対策に当たっていただきたいと思うわけでございます。

それと、昨年6月21日に公布された、災害対策基本法の一部を改正する法律というのができたらしいんでございますが、この場合、避難所と緊急避難場所をあらかじめ指定するとなっておりますが、このハザードマップでは避難所一覧となっておりますが、この避難場所、避難所というのはこれでいいのかなと思うわけなんですけれども、その辺の説明をお願いいたします。

住民生活課長補佐 改正災害対策基本法では、事前の避難所や直後の災害から逃れる緊急避難場所と、その後に被害者が暮らす避難所を、災害の種類ごとに指定するよう、市町村に求めたものでございます。

現在、町におきましては、避難所は公共施設が19、公民館等が37、合わせて56ございます。それから、緊急避難場所につきましては、現在指定しているところはございません。

県内調べますと、現在では4自治体が指定されているという状況でございます。

災害の種類ごと、避難所の指定を地域防災計画に反映できるように、今後県の指導を仰ぎながら、改正があれば改正していきたいと考えておるところでございます。

宮内富夫議員 ここは避難場所ではないということですね。避難所ということの位置づけと、今このような説明があったかと思うんですけれども、それでよろしいんでしょうか。

住民生活課長補佐 このハザードマップと、それから地域防災計画に上がっている避難所につきましては、災害から守るための避難所という形で考えている、指定しているところでございます。

今後、改正の災害対策基本法による避難所と、それから避難場所に区別を図っていききたいと考えているところでございます。

宮内富夫議員 この避難所の場合には、安全に生活ができるようなところというのが一つの目安となっているのではないかとというわけでございます。この基準があるんですけれども、今、福崎町に今後改正されるといたしましたら、安全性の一定の基準を満たすような施設、場所というのはやっぱりたくさんあるわけなんですか。まだ調べてみないとわからないような状態か、そこらあたりはどのように今されておりますか。

住民生活課長補佐 現在のところ、調査はされていません。今後、県の指導を仰ぎながら、基準を満たすようなところを避難所と、それから避難場所という形で区分しながら、検討を進めていきたいと思っております。

宮内富夫議員 今後その県の指標が出ましたら、指針が出ましたら、一つよく考えて、町民が災害を受けたときに、安全、安心して暮らせる避難所、そして一刻も早く避難できる緊急避難場所、それも災害に応じて、地震と水害と、避難場所が大分違いますので、土砂災害の真下に公民館があるところとか、雨が降ればすぐ水に浸かってしまう公民館とか、いろんなところがありますので、そこらを十分、

調査研究していただきまして、より一層のハザードマップをつくっていただきたいと、願うわけでございます。

そうになりましたら、このハザードマップがことしの3月につくられているわけですが、今後見通しとしては、新しい改正法ができて、いつごろハザードマップができるのかなと思うわけなんですけれども。

まちづくり課長 ハザードマップに記載しております情報につきましては、県の上位計画に変更があったときに、それにあわせて変更、修正をかけていきたいと考えております。

宮内富夫議員 今から兵庫県もこの土砂崩れとか、そういうことで大きくまた調査をし、見直すようなことがありますので、十分、もう本当に町民ができる、町民この防災マップを見て、いつ逃げるんだとか、どのようになるんだとか、こういうようなところがわかるいいハザードマップをつくっていただきたいと、このようにお願いしておきます。

それともう一つですが、短時間に大雨が降ります。今、雨水の下水工事をされておりますが、この埋設管は1時間当たり幾らまでの雨量が対応できるのか、また1日当たり幾らまでの降水雨量が対応できるのか、その目安等の説明を求めます。

上下水道課長 平成21年度に作成いたしました雨水排水計画では、7年確率で、今1日当たりという質問もございましたが、この7年確率では、1時間降雨量といたしまして46ミリ、10分間の降雨といたしましては122.7ミリにより計画策定を行っております。整備方針とか手順に基づき、整備の優先順位を定めて、現在整備を行っているところでございます。

したがって、現在のところは7年確率で行っております。

宮内富夫議員 1時間に46ミリ、10分間で122.7ミリと、このような数字をお聞きしたわけでございますが、過去に福崎町では1時間当たりこれ以上の雨量が降った実績もあるわけでございますが、これが多いのか、少ないのか、下からずっと管を埋めておりますので、上流へ行くほど太い管にしても効力はなくなると思うわけでございますが、そこらあたり、もう一度今度は随時排水のほうからされる場合は、この管でいいのか悪いのか、というような検討をお願いしたいんですけれども、そういうのはできるわけでしょうか。

上下水道課長 非常に難しいことだとは思いますが、午前中に町長が申されましたように、地域の特性というか、そこらをよく把握しながら、県等をお願いしていきたいと考えております。

宮内富夫議員 地域のエリアマネジメントというような形で、その地域地域合わせた雨量とか、そういう流れとかいうのを考えて、よくまちなかのテレビで見られますように、下水道管からブワーッと水があふれ出てくると、そんなことがないように、一つまた設計をお願いしておきます。

次に、地域防災計画を見ましたら、急傾斜地崩壊危険箇所75カ所、防災計画ではこの9-1-1とか、2-1とか3-1のところになりますが、この記号はこれどういうことを示しているのでしょうか。

まちづくり課長 急傾斜地崩壊の危険箇所につきましては、急傾斜地の高さが5メートル以上であり、また水平面に対する角度が30度以上とあるようなところが、指定のところになっています。

この中で、今言われました区分につきましては、1につきましては人家が5戸以上、また公共施設があるということでございます。2につきましては人家が1戸から4戸ということで指定をされております。また、3につきましては、

人家はございませんが、今後新規の住宅立地などが見込まれる箇所とされております。

宮内富夫議員 ということは、1のほうが危険度は高い、危ないということですね。リスクが高いと、このように理解していいわけでしょうか。その被害が多く出ると、リスクじゃなしに被害が1のほうが多く出る、2になる、3になると、こういうぐあいに、このようにだんだんだんだん被害が少なくなっていくんですか。1ほど多い、災害が出た場合は大きい、このような認識をしていいんでしょうか。

まちづくり課長 今申しましたように、人家等の戸数、そこに住まわれる人数によるんですけれども、今言われましたように被害、人命に対する被害が大きいところと認識しております。

宮内富夫議員 これでしたら順番にずっと、1-1、1-2と列記してあるんですけれども、これもそのような数字の順に並んでいると、このようになっているわけなんですか。

まちづくり課長 ハイフン1につきましては、その整理番号と認識しております。

宮内富夫議員 急傾斜地崩壊危険箇所75カ所になっておりまして、備考のところにはまだ予定、未定となっております。整備された箇所がここでは、牛尾議員もお尋ねになったと思いますが、この中にあるわけですか。

まちづくり課長 地域防災計画でありますとか、県の水防計画の中では、急傾斜地の危険箇所という表記をしておりますが、この急傾斜地危険箇所を抽出後、現地調査でありますとか、測量等を加えまして、土砂災害警戒区域ということで、区域指定をされてございます。整備につきましては、この指定区域によりまして整備はされているというところで、今現在急傾斜地では、危険箇所、危険区域一致しておりますけれども、西谷の急傾斜地崩壊対策事業というのが、これに当たるところでございます。

宮内富夫議員 今後これをしていくとなりましたら、このやはり1から順番にいうような、1から2のところへとなくなっていくように、このように理解していいわけでしょうか。

まちづくり課長 整備の順位につきましては、この順番どおりとはいえないと思っております。これも県の予算の範囲の中で、整備箇所等を抽出しながら整備をいただいていると認識しております。

宮内富夫議員 やはりもしものことが起きた場合、災害が一番多く出るであろうというところから優先順位となっていくのかなと、私はこのように思うわけなんですけれども、その辺を十分お考えいただきまして、やはりもしものときには大きな被害が出ないようにというような方向性をもって、今後そういうような事業に当たっていただきたいと願うわけですが、その辺はいかがなものでしょうか。

まちづくり課長 被害が大きいとか小さいとかいう順序づけというのはなかなか難しいところがございます。これにつきましては、地元の要望でありますとか、県の整備計画、これに基づいて整備をされていくものと認識しております。

宮内富夫議員 はい、わかりました。では次に行かせていただきます。

広島市でも見られましたように、山すその住宅が流れたということでございますが、福崎町でも昭和40年代に山すそで宅地造成が行われていると、こういうことでございますが、山すそを切りひらき造成されたところでは、地すべり等が発生しやすいのではないかと思います。

特に今私は場所を指定しておりませんが、私のことですから、西治の北ノ岡地域というような形になります。あそこの場合は西斜面はゴルフ場で削っており

まして、南斜面とか東斜面が残っておりまして、両方から攻めて、造成していった形でございます。このようなところは今後、地すべり等は発生しやすいものなのでしょうか。

まちづくり課長 今申されましたように、福崎町で宅地造成地では、西治地区の北ノ岡団地がすぐに思い浮かぶところでございます。この北ノ岡団地につきましては、昭和49年ですか、造成がされております。

福崎町では、平成19年から平成20年にかけてまして、土砂災害警戒区域というのが指定をされております。その後、その時点で北ノ岡団地付近では団地の西側上流が土石流警戒溪流ということで、土砂災害警戒区域に指定をされております。

この区域指定では、団地の半分以上が被害想定範囲に入っております。それは防災マップにも示しておるところでございます。

ここにつきましては、平成15年だったと思いますけれども、砂防堰堤が整備され、一定といいますか、対策はとられていると考えております。

宮内富夫議員 砂防ダムができて、安心はしているわけですが、それでもなおあの砂防ダムもまだ1カ所でございます。あれが2カ所、3カ所とか、まだ東のほうにも家がありますので、その辺がもう少し今回の広島市のようなものを見ましたら、危ないのかなと感じますので、そこらあたりは注意して、また今後対応に当たっていただきたいと願うわけでございます。

それと後、崩壊土砂流出区域が25カ所あるとなっておりますが、これに対する整備はされたところがあるのでしょうか。ありましたら、何カ所ぐらい、これも牛尾議員が聞かれて、二重手間になるんですけれども、よろしく願いをいたします。

農林振興課長 崩壊土砂流出危険区域につきましては、平成24年4月に新たに大字東田原字亀坪谷1カ所がふえまして、現在26カ所になっております。

治山ダムにつきましては、一つの谷におきまして、ダム等を1カ所実施すると着手となりますが、幾つもの階段状に設置されることから完了ということはございません。

治山ダムに着手しているのは、この26カ所のうち8カ所でございます。

宮内富夫議員 はい、ありがとうございます。

水害については、もう大きな雨が降りましても、想定外という言葉はないと思いますので、想定内の範囲で、できるだけ大きな計画をたてていただき、この防災計画も長い間見直してないということでございます。この防災計画につきましては、大雨、台風とか秋雨前線、梅雨前線等の大雨のことは非常によく整備されておりますが、今はやっておりますゲリラ豪雨、記録的な短期大雨情報等につきましては、なかなかまだこの計画には整備されていないということなので、その辺を十分検討いただきまして、今はこのような水害が多く発生していると思いますので、その辺の整備をよろしく、このハザードマップをあわせてお願いをして、水害に対する質問は終わらせていただきます。

続きまして、もち麦についてでございますが、3月議会でももち麦の一般質問をしておりますということは、質問書を出しましてから気がついたようなことで、もち麦ばかりを聞くわけではございませんが、もち麦のことについて、今回もお聞きしたいと思います。

25期の決算書と26期の計画書がこの定例議会で報告をされております。この25期につきましては、9月から翌年の3月までの7カ月間の事業年度となっており、売上の多い夏場がなかったのも、もち麦精麦の出荷制限のため、計

画に及ばなかった、と報告されております。もち麦精麦の出荷制限がなかったら、また、夏場の売上がドンとあれば、売上計画はどのようになっていたのかなと、このように思うわけですが、あくまでも予想ですが、もしもわかれば答弁をお願いをしたいと思います。

地域振興課長 25期は7カ月でございますので、仮にこれ1年間としての比較になろうと思います。まず、売上でありますけれども、25期は8,063万2,000円でございます。26年の4月から8月までの5カ月間を足しますと12カ月になりますので、この5カ月間の実績といたしましては、7,189万円でございます。合わせまして、1億5,252万円となっております。12カ月とした場合の目標額は1億5,500万円というような設定をしておりますので、これに対しましては248万円のマイナスということになります。

営業利益でありますけれども、第25期の7カ月では352万円のマイナス、それから26期の8月までの5カ月、速報で言いますと506万円の黒字が出ておりますので、12カ月で合算いたしますと154万円の黒字でございます。

営業目標といたしましては、12カ月では210万円を見込んでおりますので、これに対しては60万円ほどマイナスという状況でございます。

これに、要は精麦の制限がなかったらというところがプラスになるわけですが、これも、これがなかなか見にくいんですけれども、24期はNHK効果で爆発的に売れてしまいました。この特殊要因がなければというんですか、そのまま引き続き制限なく販売していた場合、この8割が売上が可能であったと見た場合、そう見込みますと、この先ほどの1億5,252万円の売上よりも、まだ500万円か600万円は見込めておったのではないかと思います。

利益につきましては、その500万円から600万円の利益、これが幾らほど出るのか、10%なら50万円か60万円は利益は上積みはされておったのではないかと見込みます。

宮内富夫議員 今回の答弁を聞きましたら、売る商品が潤沢にあり、12カ月あれば、売上の計画も達成でき、恐らく利益も達成できたのではないかと、このように思うわけですが、そのように行っておれば、非常に私たちも安心をするわけですので、頑張ってくださいと思います。

それで、NHKの放送以後、年間もち麦原麦は、幾らぐらい必要なのだろうということでございます。爆発的に売れたということでございます。今後ある程度の売れ筋も伸びないかと思います。26年産麦の収穫高と、そしてその消費量、売上、販売数量というんですか、それは幾らほどになるのでしょうか。

また、原麦につきましては、麺で幾らほど用意するんだ、精麦で幾らほどとか、焼酎とか、その他菓子類とかで、何トン本当に必要なのかというようなことがわかりましたら、お願いをしたいと思うんですけれども。

地域振興課長 まず26年産の収穫量でございますけれども、45.6トンでございます。今後の計画といたしましては、原麦の年間使用量を約44トンと見込んでおります。内訳といたしましては、麺加工用に9.5トン、それから精麦で32トン、カステラ等の菓子類で0.5トン、その他粉での出荷になりますが、これは給食用も含めてですが、約2トンという内訳でございます。それから、焼酎につきましては、3年に1回程度の出荷となりまして、1回に6トンから8トンぐらいの出荷を見込んでおりまして、これは27期になるのではないかと考えております。

宮内富夫議員 そうなりましたら、ほとんどことしとれた分はなくなってしまうと、このようになるわけですが、今後この生産目標といたしましては、幾らを考え

ておられるのかなということでございます。

地域振興課長 この秋の作付、２７年産からですけれども、生産組合とも協議をさせていただきまして、作付面積として３０ヘクタールをお願いすることとしております。

これによる収量ですけれども、年によって作がらに波があるという品種でございますので、ちょっと見込みもわからないところもあるんですが、近年の平均反収、１反１９０キロで見込みますと５７トンとれる計算となります。

したがいまして、年間４４トン使用する中で、５７トンとれるということは、１年間で１３トンぐらいの在庫が確保できていくのかなという見込みをしております。

宮内富夫議員 来年は３０ヘクタールで５７トンと、大きな目標でございますが、非常に今栽培しております米沢２号というのは波があってとれにくいというような答弁があったんですけれども、あと実験的に植えてみたキラリモチ、これ二条大麦ですね。四国裸１２９号、これ六条、そして西海７４号、これ二条というような形になるわけでございますが、もち麦の種類もいろいろふえてきておりますので、果たして麺にはどれがいいのか、菓子にはどれがいいのか、精麦はどれが見た目がいいのかということを、今後研究する必要があるのかなとは思っているのですが、いかがなものでしょうか。

地域振興課長 ご質問の件につきましては、兵庫県を中心にしまして、もち麦産地振興協議会の中でもいろいろ議論しながら、実証もしていただいているところです。来年度も引き続きまして、数種類の品種を栽培しながら、そういった研究にも取り組んでいく中で、ご質問のようところで品種を変えるのか、また、品物によって品種を分けるのか、そういった議論も今後していくようなことになると思います。

宮内富夫議員 もち麦精麦のおにぎりご飯をいただいたんですけれども、やはり麦の大きいのはいけませんね。やはり麦の小さいほうがいいのかと、私は個人的には、そのように感じたわけでございます。

この中からいけば、米沢２号が比較的粒は小さいということでございます。これに合うのが四国裸１２９号とあるわけでございますが、やはりこう、今精麦が大変売上が大きいというときに、精麦にしたときには、一番おいしく見えるというような麦が一番いいのではないかと、その辺の研究も怠らないようにということを今お願いしているわけでございます。

やはり、いい商品をつくるには、いい麦をとというような形になってこようかと思っております。

それと、今も続きましたように、製粉をするには、麺用と菓子用とがあるわけですが、こういうのは特に分けて製粉をされているようなことはないわけですね。

地域振興課長 これを区分して製粉しているものではございません。一緒でございます。

宮内富夫議員 やはり製粉によって、そのパウダー状によって、そのめんとか、お菓子とか、いろんな商品が変わってくる、おいしさも変わってくるというようなことでございますので、これ製粉にさせていただいているところがなかなか、そんなややこしいことができるかいと、こういうてかもしれませんけれども、それも一つの案、研究課題かと思っておりますので、その辺も十分理解をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

またこの製粉の加工における麺とかつなぎとか、そういうものをつくるのに当たって、小麦が使用されているのか否かということなのですけれども、そこはいかがなものですか。

地域振興課長 麺もお菓子類も含めまして、もち麦１００％の商品というのは、もちむぎのやかたで売っているものにつきましては、クッキーが１種類だけかと思います。その他につきましては、それぞれちょっと配分割合が違うわけですが、多くても２０％までで確保していると思います。

宮内富夫議員 小麦をつなぎとか、そういうのでまぜるのであれば、できたら兵庫県産の小麦を使用していただきたい。やはり、福崎町の商品で、そういうものは福崎町で、小麦がとれなかったら、兵庫県産の小麦を使用するんだと、やはり身近なものから使っていくと、こういうのがある程度特産品に結びついていくのではないかと、考えるわけなんですけれども、そのような考え方はいかがなものでしょう。

地域振興課長 昨年度におきましては、麺加工に用いる小麦、これも県内産とか、いろいろ試験的にやってみたんですけれども、やはり、そのグルテンの含有割合等によって、麺の仕上がりがかなり違うというような結果も出ておりました。ただ、菓子類につきましては、そういった影響は余り受けないのではないかと思いますので、ご指摘のように、例えば町内産の小麦でできたもち麦のお菓子ですよということになれば、これはまた付加価値もついて、いいんじゃないかと思うので、そういった研究も一つの検討課題かなと思っております。

宮内富夫議員 そうですね、やはり特産品となれば、一つのできることから、コトコトと、この地元産１００％というのが一番いいんですけれども、なかなか難しいときには、地元産を２０％から３０％、４０％に上げていくと、こうあって、初めて特産品と言えるのではないかと考えるわけでございます。

そのとおりに、もちむぎ食品センターの会社案内書では、安心の証、１００％福崎町産、郷土の特産品として、何よりも安全性と品質にこだわっておりますと、このように会社案内書で書いておられますね。今、言いましたように、安心の証、１００％の福崎町産だということで、後残りはそこらで兵庫県産とか、西播産とか、そういうものを入れていくというのが、本来のこの会社案内の趣旨ではないかと思います。

それにつきまして、種子から栽培、収穫まで、目に見える生産こそが、まことの特産品と、私は言えるのではないかと考えております。福崎町の特産品もち麦も、産地品種銘柄に指定してもらえれば、なお一層の品質のよい特産品となり、イメージアップではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

農林振興課長 議員さんとも言われていますように、米沢２号が福崎町では作付をされております。福崎町のもち麦が全国で人気を大変呼んでいるということは今も話が出ておりましたけれども、全国で福崎町のみが作付している米沢２号は、幻の品種ということでございます。この米沢２号を福崎町で生産しかけてから、もう早２０年近くたちますけれども、この２０年前の米沢２号と現在の米沢２号では少し変わってきているのではないかなというような声もお聞きしているところでございます。そんなことから、福崎町で生産されるもち麦につきまして、産地品種銘柄に指定できるかどうかということなどにつきましても、県の普及センター、また農協、またもち麦産地振興協議会などと協議をしながら、一緒になって研究をさせていただきたいと思います。

宮内富夫議員 幻の品種なんか言われたら、それがいいのか悪いのか、見当がつかないわけですが、やはり大手とかそういう産地にこだわるようなところがありましたら、私のところはこのようなところで種子をつくって、このように栽培をしているんだと、やはりこう一番元となる種子がどこでできているかというのが、今トレーサビリティいいまして、生産履歴ですね。そういうのをつけなけ

れば農産物は売れないというようなことなので、そういう方向性を持った種子栽培をされているのかということをお尋ねします。

農林振興課長 今現在なかなかそういったところまで行っておりませんので、また県の普及センター等の指導も受けながら、研究をしてまいりたいと思います。

宮内富夫議員 やはり種子が一番元ですので、このほ場に対して、それで種子をして、そこでとれて、そしてより適正な倉庫でその種子を管理して、半年後にそれで作付するのだと、こういうのがやはり特産品として目に見える、そして大きく全国に発信できる、一つの方法ではないかと思っておりますので、できる限りそのような方法をとっていただきますよう、お願いしておきます。

続きまして、もちむぎ食品センター検討委員会から、経営改善計画書について、お尋ねをいたしますが、8月11日現在の進捗状況で示されていますので、質問をやめようかと思いましたが、次の質問事項に関係があると思っておりますので、質問させていただきたいと思っております。

売店、外販での商品整理が検討中と、このようになっております。整理するのは売れ筋の悪い商品から淘汰するのが常套手段ですが、検討委員会はS W O T分析というんですか、そのようなことをされております。分析を見ますと、強みは健康食品として評価され、弱みは価格的に高いイメージがある。そして、機会、チャンスは観光ということであります。脅威は競合業者と、このように分析、指摘されているわけですが、このような中で特産品と健康食品を全面に出した商品選択が必要ではないかと考えるわけですが、整理と選択基準はどのようなことで考えておられるのかなと、どのようにされているのかということをお聞きしたいわけですが、

地域振興課長 経営検討委員会からの提言にありますこの商品の整理につきましの考え方は、売れ行きの悪い商品、利益率が低い商品を淘汰するというを基本に考えております。そういったことで、資材の在庫状況を見ながら、そういった整理を進めていっているところでございます。

また、特産品とは何かという基本に立ち返った考え方で、そもそももちむぎ食品センター、もち麦を売っている、売るための会社であるということで、もち麦商品を買って求めに来られるお客さんに喜んでいただくのはやはり麺を中心だという考え方をしております。こういった定番商品を全面に出すという考え方も、今現在しているところでございます。

一方では、ご質問にありましたように、やはり健康面でのP Rというのにも必要かと思っております。昨年4月のNHKテレビの放映内容では、そういったもち麦に含まれる食物繊維が非常に体にいいということが視覚的にわかりやすく伝えられたということから、爆発的な売上につながったと考えております。

今後につきましては、この健康によいということを商品ごとに説明できるような分析、こういったことも視野に入れながら、もち麦精麦などのP Rの工夫、またパッケージの見直しなども進めていくべきではないかと考えております。

宮内富夫議員 このもち麦は健康食品であるということを十分認識いただきまして、選択、いい商品を残していただきまして、たくさん売っていただきますよう、お願いするわけですが、

そして定期的にプレスリリースを計画するとなっておりますが、これはどこへどのような発信をしていくのかなと思うわけですが、ここはなかなかものでしょう。

地域振興課長 検討委員会の中での議論で提言をされましたのは、一つは新聞、テレビ等のマスメディアに取り上げてもらうための広報活動でございます。それからもう一

つはフェイスブックでございます。フェイスブックにつきましては、インターネット上で人から人へ口コミで広がっていくということで、効果が大きいという提言をされたものでございます。

現在の取り組みですけれども、フェイスブックにつきましては、春以降担当社員を決めまして、取り組んでおります。今後さらにタイムリーな情報発信をしながら、皆さんが来ていただけるような取り組みができるのではないかと思います。

それからもう一方の新聞、テレビ等に取り上げられるような手法、これにつきましては、どういった情報発信をするのかということにもよると思いますので、そういったところについて、さらに検討していきたいと考えております。

宮内富夫議員 できるだけマスメディアとか、テレビ、ラジオ、新聞、こういうのは非常に大きな効果があると思いますので、マスメディア受けするようなイベントとか、そういうのが大事かと思いますので、今後こういうことに力を入れていただきたいと思います。

そして、最後の質問というか、報告になろうかと思いますが、町民さんからですか、いただいております政務活動費を使わせていただきまして、視察してきましたふるさと納税について、私の提言を申し上げたいと思うわけでございます。

ふるさと納税は、近隣では宍粟市が特産品の宍粟牛のサービスで人気が大変ありました。全国津々浦々でふるさと納税の知恵を出し合い、獲得に力を入れてっております。

このような中、私たちは長野県阿南町を視察してまいりました。阿南町は主な産業は農業であります。現状では衰退の一途をたどり、活性化を図るためにふるさと納税を利用しています。特化したこの納税でいただきました寄附金は、全て農業振興に使用することです。サービスの仕組みですが、阿南町で生産された米を1万円当たり20キロ、2万円40キロ、3万円で60キロを、これを白米にして希望月に10キロ単位にしてお届けすると、こういう仕組みでございます。もちろん、ここにいらっしゃる皆さんはご存じのとおり、所得税、住民税の控除はあるわけで、納税者もメリットがあります。生産者も新米の買取価格も高く買い取ってもらえ、そして町が設立した法人、アトムでございますが、これにかかわる雇用も生まれたということでございます。

実績ですが、26年産米は26年1月9日に発表して、3月6日までに約8,600件があったと、2億500万円がこれで集まったということでございます。米にいたしましたら、7,600俵と、なかなかの効果を上げているわけでございます。

納税趣旨から見て、いかがなものかという意見もありましょうが、地域創生の一つの方法になるかもしれません。ふるさと納税は今後申告も簡単にとの方向も示されているようです。

これを福崎町に置きかえてみますと、特化したふるさと納税で全てをもち麦関係と附帯する事業に充てることを目的として、1万円、2万円と寄附をいただいたなら、福崎町から健康食品をお届けする、これをキャッチフレーズとして、もち麦精麦、そしてまた夏には素麺、年末には年越し用のもちむぎ麺をお届けする。それも一度にお届けするのではなく、手間暇をかけて数回に分けてお届けするということでございます。これによりまして、リピーター率が上がってくると、このような視察でありました。

このようにいたしましたら、福崎町への関心が増すことではないかと、このよ

うに思うわけでございます。このようなことをプレスリリースすることが大事かと、このように思います。

約1万円で5,000人集めていただきましたら、このようなふるさと納税を全国から5,000人いただきましたら、5,000万円になるわけでございます。1億2,000万人から5,000人とほんのわずかでございますので、このような方法も一つあるのではないかと、私はこのように考えます。

このことにつきましては、次の釜坂議員が質問されますので、そのときによい返事をお願いをいたしまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございます。

議長 以上で、宮内富夫議員の一般質問を終わります。

次、5番目の質問者は釜坂道弘議員であります。

質問の項目は

1. ふるさと納税と町の活性化について

2. 駒ヶ岩周辺整備について

以上、釜坂道弘議員。

釜坂道弘議員 議席番号13番、釜坂道弘でございます。通告順に従って、質問をさせていただきます。

先ほど宮内議員のほうから質問がありましたように、提案のような話がありましたけれども、ここら辺は重複する部分が非常に多くあると思いますけれども、お許しいただいて、お願いしたいと思います。

我々会派では、ことしのテーマ、研修テーマをふるさと納税と定めて、先ほども報告がありましたように、視察研修先に長野県阿南町を選びました。

この阿南町をの紹介を少しさせていただきますと、阿南町は本州の中央に位置する南アルプスと中央アルプスに挟まれた狭い土地であります。しかも、長野県の最南端、ちょうど愛知県との境に位置しております。

一つ数字が重要になってくるのが、世帯数が2,159、人口が5,105名、これは本年の5月1日現在の数であります。こういった山間の小さな町で、現状としては、山間地で過疎が進み、少子高齢が著しく、農家数が減り続けて、遊休農地がふえる悪循環に陥っております。

山間地のため、小規模の農家が多く、採算に合わないけれども、先祖から受け継いだ土地だからといって、みんなが努力して維持をしているような現状です。

また、農業従事者の高齢化も進んでまいりまして、耕作放棄田、放棄地がだんだん増加してきました。ちなみに、平成21年度には、高齢化率40%を超えました。そういった土地柄であります。

健全な農業の生産活動の維持がもうこれ以上困難だと、しかも集落の維持さえ困難になりつつあるとしておりました。

そこで町長は、2人の職員に農業をもっと活性化させるような施策を考えろということで、2人を指名しました。そこで考えられたのが、このふるさと納税を活用して、何とかこの農地の荒廃を防ごうという取り組みでありました。これが阿南町のふるさと納税に取り組んだ背景であります。

そして今も宮内議員のほうからその内容について一部話がありましたけれども、サービスの仕組みとしては、今も話がありました1万円以上の寄附をいただいた方には、感謝の気持ちとして1万円当たり20キロのお米を届ける。しかも大事なものは、希望月に希望量、これは10キロ単位ですけれども、納税者の希望月に希望の量を送付するというきめ細かなサービスであります。

そして、1万円で20キロ、2万円で40キロ、3万円で60キロというふう

になります。玄米で送ってほしいという納税者に対しては、玄米も可能と。先ほどの話でも出ましたように、寄附金は全て農業振興のために活用するという仕組みです。

これによって、町財政からの持ち出しはなく、通常よりも高い買い取りのために、農家は所得が非常に上がると、ちなみに買取価格1等米でコシヒカリ1万7,000円、かなり高い金額で買ってもらえる。寄附者も安く米が手に入るという、非常にメリットのある制度であります。

例えば、3万円の納税をした場合、米が60キロもらえて、なおかつ所得税の寄附金控除によって10%、3万円から2,000円引いた残りの2万8,000円に対しての10%が控除されます。そして残った分の2万5,200円については、住民税の寄附金控除を受けられます。したがって、ほとんどが寄附しても控除の対象になっているということと、米がそれだけいただけると、しかも欲しいときに欲しいだけ送ってくれるというふうな、非常にきめ細かなサービスを仕組んでおります。

そして、これを阿南町では、3者が得するからということで、3得制度というふうにみずから名前をつけて取り組んでおります。

パンフレットを平成25年に配布し、募集をしたところ、これが実際のパンフレットなんですけれども、私たち阿南は米の生産農家を全面支援します。その下に、何とあなたが1年間食べるお米60キロがプレゼントされます。括弧して、3万円納税者の場合というふうな、こういったパンフレットをつくったわけです。このパンフレットの中身は、控除の手続の方法が詳しく書いてあります。それからサービスの仕組みがきちっと書いてあります。それから寄附金の申込が載っております。そして、右下には、振り込みの取扱票がついております。ミシン目でずっとう、すぐに外れるように、こういったものを書いてあります。

それで、実績としましては、平成25年に5月から初めてしたところ、25年では7,500件の納税希望者が出てきました。金額にして1億6,200万、これに対して、お送りする米が6,000俵、そして、本年になって平成26年度産米、ことしとれる米に対してのパンフレットの送付希望者、受け付けの希望者が1万6,000人ありました。このパンフレットが欲しいという希望者が。その中から、実際に納税希望者が8,600件、先ほども報告がありましたように、金額にして2億500万円、お送りする米の量が7,600俵、この買取価格が先ほども言いましたように、1万7,000円で買い取ってもらえます。

そういったことで、この2億円という金額が、阿南町の会計にどういうふうに影響するか、阿南町の一般会計の当初予算が37億円、このうち町税が4億円の予算であります。1年間の町税の予算額の半分以上が3カ月で既に納税されてしまうということです。そういったふうな仕組みになります。

今も、宮内議員が言いましたように、この米をもち麦に置きかえて考えたら、福崎町でどうなるかという取り組みを、ぜひとも一度考えてほしいと思います。

といいますのは、町財政からの持ち出しはなしで、もち麦生産者の所得が非常に上がってくると、今まで以上に支払いしてもらっていいわけですから、それから、寄附した人は健康的なもち麦が安く手に入る。もちろん、ふるさと納税制度によって、住民税、所得税が軽減されるものを計算しての上ですけれども。そして、もう一つは、もち麦を扱うもちむぎ食品センターに、この発送とかそんなのを全部委託すると、業務委託すると、そしたらそこで非常に大きな利益

がボンとこう出るわけです。

そうした場合、今まで報告されるほうも辛い報告であったろうと思います、決算の。いつもそのマイナスなるのかプラスになるのかわからんようで、なおかつ町に借りたお金が返せるかどうかというような、辛い報告ばかりせないかん。それが、今度はそれが角になるわけです。午前中の企画財政課長の答弁の中に、ふるさと納税は余り期待できませんということでした。普通のやり方でやったら期待できひんのです。

これ阿南町ではもう一つふるさと納税の取り組みをやってるんです。今の米、農業の支援のためのふるさと納税はこちら、ふるさとと阿南の寄附金、ふるさと納税、これが先ほど課長が言われたように、例えば、地域の文化に使ってくれとか、教育に使ってくれとか、福祉に使ってくれとかいうこのふるさと納税の制度を活用しているわけです。

ちなみに言いましたら、こちらのほうは年間問い合わせが1,800件、実際の納税件数が216件、300万円ほどだと。こちらのほうは2億円集まるんです、お金が。

そういったふうに、違いというのは、やはりこれ工夫だと思うんです。知恵と工夫なんです。やり方による。

そういったことで、今実績を申し上げましたけれども、そしたら福崎町でこれを一度検討して、もうみんなこのこちらの納税、ふるさと納税は、もうはっきりと、私たち福崎はもち麦を全面支援しますということにして、この下に、あなたが1年間食べるお米60キロがプレゼントされますというのは、福崎町から健康をお届けしますと、いうふうにはっきりとうたってしまっって、そういったふるさと納税の活用を一つ考えていただきたいなと思います。

町長いかがでしょうか。

町長 全面的に賛成ですから、それは受けて立とうと思っています。

ただし、今の計算では、収入ばかりなんです、職員の超過勤務手当とか、いろんなものを差し引いて、さてどうかとなりますと、まだ詳しい原価計算はわかりませんが、ここで感心したのは、職員の知恵と工夫で、そして住民の皆さん、納税者というふうに置きかえたらいいのかなと思いますけれども、納税者の立場に立っていろいろと工夫したというのは、これはやっぱり素晴らしいことだと思います。

阿南町だけではなく、全ての町行政、全てのサービスというのは、常に住民の皆さんの願いから出発して、それにどう答えるかということでもありますから、今提案のありましたことは悪い提案ではありませんので、素晴らしい提案なんです。

しかし、去年ぐらいからどこもその制度に踏み切っておりますから、さて阿南町だけがそうなのかということそうではありません。もう市川町では半額を返すというのを実践に移しておりますし、神戸は神戸牛でいく、宍粟は宍粟牛でいくというふうに、全国がそういう方向になってきましたから、この税制がいつまで続くかよくわかりませんが、しかし今のこの税制が保証されている間は、そういう工夫でやってみたら、私はいいのではないかと考えております。

ただ、もち麦の事業だけというのでいいのかどうかというのはよくわかりません。やはり町内にある全ての事業にそれは活用させてもらおうと、やはり全体の事業にするということで、私はそれでいいのではないかなと思います。

ですから、もち麦の生産だけに特化して、ふるさと納税を受けるということは、ちょっと考えさせていただきたいなと思います。

釜坂道弘議員 町長先ほど言いましたように、今まででもこういったふるさと納税の制度がありまして、福崎町では例えば三木家住宅であるとか、それから文化に関するそういったものに対しての事業に対して使ってほしいというふうな寄附の制度があるわけです。今言われましたように、これもち麦だけでと言われますけれども、そしたら、例えば福崎町の方が米粟の肉欲しさに米粟に納税されます。市川町に半額何かもらえるさかい言うて寄附します。そしたら、寄附金は向こうへ入って、寄附の控除を受けるのは福崎町です。そやから、今提案してるんです。どこもやり始めてますから、それに負けないような工夫をせないかんということを提案してるんです。

逆にこれが福崎町外の人がたくさん福崎町に寄附してもらったら一番いいんです。寄附金はこちらに入って、税金の控除は向こうで引くんですから。その住まいするところの税金から引くんですから、住民税から引くんですから、それを負けないうちに早く、やはりこういう検討が必要じゃないかと、今申し上げております。

それともう一つは、先ほど経費面がありました。もちろんそれはこのパンフレットをつくるのにも経費が要ります。しかし、それ以上の寄附が集まったら、そんなものどないでもなるわけです。もう一つは、この阿南町では、米を集荷してきて、それから発送の業務を全部町から業務委託された法人があります。一般財団法人信州あなントータルマーケティング、これは愛称では信州アトムといいます。こういった法人をつくって、ここに米を集めて、そこで精米して、それから全国に出荷していると、それも希望される月に希望される量だけ手間かけてやってる、サービスしてるわけです。そこには今も宮内議員から話がありましたように、ここでも雇用ができています。大勢の人がそこにかかわりができてきます。

そういったことで、特化するのがいいのかどうかというふうなお考えですけども、もう特化したらいいいと思うんです。それ以外のものは、今までの、例えば三木家住宅の寄附であったとか、それからほかにもありますね、そういったものに使える分があります。今、現に福崎町では25年度に何件の申し込みがあって、金額が幾らになるのか。そのいわゆる寄附に対してのお礼の品物、これは町内の人には送っておりませんと、こないだも答弁されてましたけれども、そこら辺を詳しくちょっともう一度、改めてお尋ねしたいと思います。

町長 今どのように答弁を聞いてくださったかよくわかりませんが、提案は受けて立ちますというふうに答えたつもりなんですけれども、そのように工夫をして、我々で受けられる工夫は大いに受けて、進めていくと、ただし、ふるさと納税でありますから、福崎町をよくするという、全般的な課題で、阿南町は農業だけというふうに特化しているようでありますけれども、福崎町はその寄附は皆さんに予算を提案いたしまして、その予算執行の中で提案をさせていただくような方向をとりたいというのが私の気持ちだというふうにお伝えしただけです。

議長 答弁者は指名してから答弁をしてください。

企画財政課長 先ほど25年度の実績についてのお尋ねでございますけれども、当町25年度の実績は、町内の方は12件で336万9,018円、町外の方は10件で202万5,000円、合計で22件の539万4,018円ですが、町外10件のうち5,000円の記念品を贈呈した方は9件でございます。

釜坂道弘議員 その5,000円の商品の内容をお尋ねします。

企画財政課長 内容につきましては、もちむぎ素麺が3件、麺と焼酎が2件、もちむぎ製品の詰め合わせが1件、もちむぎバラエティ詰め合わせセットが2件、麺とカステ

ラが1件となって、合計9件でございます。

釜坂道弘議員 そのお礼として送られた商品の、今いろいろ商品が違っていましたが、それは希望で送られたわけですか。

企画財政課長 寄附を申し出ていただいたときに、希望をお聞きしまして、その商品を送らせていただいております。

釜坂道弘議員 いずれにしても、これも何とかそのもちむぎ食品センターの健全な経営というふうなことを考えて、その利益につながるような取り組みができないかと、たまたま阿南町へ行って、それだけの実績が上がっておりますので、そういったものの中で、何とかそのもち麦に置きかえて、食品センター自体の業績が上がるような取り組みができないだろうかというふうなことを考えての質問でありました。

それに対して町長は、どの程度どうなのか、ちょっとわかりませんが、一度検討してみるという答弁をいただいたように思います。ぜひとも、一度こう真剣に一遍検討してもらって、もちむぎ食品センターの健全な経営につなげてほしいというふうに思います。

続いて通告していましたが、駒ヶ岩周辺の整備についてであります。

議長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。

再開時刻を14時40分といたします。

◇

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、前川裕量議員から、退席の届が出ておりますので、報告をいたします。

釜坂道弘議員 それでは、休憩前に引き続き、質問をさせていただきます。

次の質問事項は駒ヶ岩周辺の整備についてであります。

ご存じのように福崎町のゆるキャラは河童のフクちゃん、サキちゃん、また福崎町ではことしの春から辻川山公園に河童を設置して、全国的に非常に話題になった。今もまだお客さんがたくさん見えておられます。

これらの河童というのは、柳田國男の著書「故郷七十年」に登場する河童がモチーフにされたものであります。

そして、この河童が住んでいたとされるのが、市川にある駒ヶ岩付近であります。

しかしながら、この駒ヶ岩周辺が観光の重要な拠点でありながらも、長年の不法占拠あるいは不法投棄により荒れ果てて、人を案内することすらできない状態であります。今までは、長年にわたって市川アメニティの方によって草刈りが実施されてきまして、駒ヶ岩までは歩いては辛うじて行けるような状態を保ってもらっておりました。

ところが最近不法投棄の量も非常にふえて、もう草も刈れない、刈りにくい状態に陥っておりました。

7月になって、管理者である兵庫県と、それから福崎町、地元区長初め役員と、不法占拠している当人と協議がされる機会がありました。不法占拠した建物が建っているわけですが、その建物はことしじゅうに何とか潰すというような協議がされました。

その返事をもってすぐに県のほうでは、建物以外のところの全部、不法投棄の部分を掃除をしてもらって、処分してもらって、今は非常に見やすくなって

おります。

とし、その建物も潰すということになりましたら、その後の管理について、お尋ねしたいと思います。

というのは、ちょうど対岸の西側に、公園化されたときに、こちらの不法投棄とかそんなものが全部片づいたときには、何かこちらでも考えようというふうなことが以前に話があったようです。私はよく知りません。ですから、兵庫県においては、そういった市川のあの付近の何か事業計画があるのでしょうか、ないのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

技 監 県の福崎事業所に確認をとりましたところ、福崎町域の市川本川につきましては、現在のところ河川改修というような整備計画はなく、また、駒ヶ岩付近の修景整備の予定もないとのことでした。

釜坂道弘議員 ちょうど立ち会いも私一緒にさせてもらったんですけれども、そのときの県の話では、地元福崎町が何か計画されたら、県のほうは補助しますよというふうな話をいただいたんですけれども、そしたら福崎町はこの付近をどのようになればいいと思われるのか、お尋ねしたいと思います。

社会教育課長 駒ヶ岩の周辺整備というものをどうするかというふうに考えたときでございますが、やはり先ほど議員さんの話もありましたように、柳田國男と辻川界限全体の中での位置づけと、そういった両面から整備を検討する必要があるのではないかというふうに思います。

柳田國男は「故郷七十年」で、駒ヶ岩の河太郎として、辻川の河童伝説について回想をいたしております。また、辻川界限は大庄屋三木家の改修が進みまして、界限の美化事業も、そういった成果も少しずつあらわれてきております。整備をするということになれば、具体的には國男のそういった回想とか、遠野のカップヌ、そういったものをヒントに、地元の意見も伺いながらアイデアを出して、辻川界限の一つの名所というようなものになればというふうには思います。

釜坂道弘議員 そしたら、そういったことが今から計画、検討していただけるということで、よろしいのでしょうか。

社会教育課長 先ほど技監の話もありましたように、ここの場所は河川法の制限も非常にたくさんございまして、開発とか整備についてはなかなか難しいというふうには聞いております。ただ、うちとこも文化、辻川界限の一つの観光のスポットとしましては外せないところだというふうに考えておりますので、引き続き検討はしていきたいというふうには思っております。

釜坂道弘議員 ぜひとも駒ヶ岩周辺の整備というのを検討いただいて、実現するように何とかお願いしたいというふうに思います。

この4月に河童が池に設置されてから、私とこのほうに、家のほうにも何件かの人から電話、おしかりの電話をいただいております。といいますのは、「駒ヶ岩へ行ったって、草まみれで行かれへんやないか。一体どない考えとるんや」というふうなおしかりの電話でした。

アメニティの方がちょうど草刈りをするということで、私も一緒に草刈りに出かけたわけですが、そのときに、先ほどの話でありましたように、不法投棄、非常にいろんなものがほかされておまして、草刈るに刈りにくい、非常にこう荒れた状態でありました。それが今ちょうど不法投棄の部分はどいて、不法占拠の部分もとしじゅうに何とかどけるということでもありますから、この機会を逃したらまた同じように草が生えてきて、草が生えるから、また誰かがごみをほかしに来ると、これはもうずっとここ40年、50年同じようなこ

とを繰り返しております。そういったことで、この機会をぜひ逃さずに、何とか進めていただきたいというふうに思います。

それともう1点は、現在、河川美化事業、市川業務委託、福崎町の事業として看板が上がっておりますが、この事業の具体的な内容をお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 河川美化事業につきましては、県から委託を受けまして、市川、七種川の草刈り、また、ごみ拾い等をしております。

範囲につきましては、住居連たん地域ということで、中国道の福崎大橋といいますか、そこから上流、市川につきましては河川公園の北あたりまでの範囲で、草刈りをしているところでございます。

釜坂道弘議員 そしたらその事業で、この駒ヶ岩周辺にされた作業というのは、具体的にはどういう作業をされたんでしょうか。

まちづくり課長 河川内の除草、また今ありました不法占拠部分のそのすぐ南といいますか、下流側までの草刈りをいたしております。

釜坂道弘議員 そしたら、今回そういったふうに不法投棄されたところが片づいております。この後は、やはりそういった事業で毎年予算化されて、してもらえる事業なのでしょうか。いかがでしょうか。

まちづくり課長 範囲については地元とも協議をしながら検討はしていきます。

釜坂道弘議員 できるだけ地元も出て草を刈りたいと思っているんですけども、もう業者に入ってもらわないと、とてもじゃないけどできないような草あるいは木が生えています。駒ヶ岩の南はかなりきれいになりましたけれど、北側あたりはもともと川の中だったところが、土砂がたまってしまうと、もう木が生えている。足のような、もう太い、太い、もう普通の草刈り機ではとても切れないようなものが生えております。そういったところも合わせてお願いしたいと思います。

それから、対岸の西側のような公園整備をしてくれというような意味合いじゃなしに、やはり観光の拠点として、この市川、その駒ヶ岩周辺にお客さんが寄りやすいような整備というのは特に望んでおきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

社会教育課長 先ほど言いましたように、県のほうは河川法の関係で整備は難しいと言われておりますが、いろいろアイデアを出しながら、例えば自然のまま、そういうのも生かしながら、観光のスポットとするようなことも可能かと思っておりますので、いろいろアイデアを出していきたいと思っております。

釜坂道弘議員 それから、駒ヶ岩にはもう一つの伝説がありまして、河童の伝説もあるんですけども、駒ヶ岩から鈴ノ森神社の本宮へ神馬が飛んだという、ひづめの跡が残ってるんです。これ地元の人やったら皆わかるんでしょうけれども、そういった伝説も残っております。非常に我々にとっても大事な駒ヶ岩であります。

いつからああいうふうになってしまったのかわかりませんが、駒ヶ岩が非常に土で埋まってしまっております。これもあわせてやっぱり整備してほしいと思います。昔の姿を何とかこう見せてほしいと思っております。

これは地元のみならず、やはり観光で来た方が、河童がおった駒ヶ岩とはどこなんだと、行ったところが、もう草まみれで近寄れないというような状態じゃなしに、やはりそこまで行けるような整備をぜひ今後ともお願いしたいというふうに思います。

それと、観光に関してですけれども、先ほどの長野県阿南町でちょっと言い忘れておりました。観光に関係ありますので、議長の許可を得たいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

議 長 はい。

釜坂道弘議員 ちょっと言い忘れておりました。このふるさと納税と観光の関係を何とか考えてみたいなと思ってるんですけども、先ほども見てもらったように、ふるさと納税のパンフレット、この裏に実は祭り街道の里阿南というふうな紹介がしてありまして、この町を縦断している国道１５１号というのが、昔の遠州街道でありまして、その周辺には昔からの伝統的な文化がたくさん残っていると、今でもその国の重要無形文化財が、民俗文化財、これの祭りが四つ残っているんです。それをこのふるさと納税のパンフレットの中に紹介してあるんです。そしたら、ふるさと納税した人は、一体その阿南町といったらどんどこなのかというふうな、非常に興味を持たれて、納税者がふえた一方、それからそれに伴って観光客がものすごいふえたという実績が出ているわけです。

そういうったことも踏まえて、ふるさと納税のほうは一度検討いただきたいというふうに思います。

それで、駒ヶ岩周辺については、どうしてもこの地元の要望を県に伝えていただいて、何とか河川法やいろいろと問題があるかと思います。しかしながら、これも熱意を持ってお願いしてもらうしか方法がないのかなと思います。これも知恵と工夫を出してもらって、何とか熱意を持って取り組んでいただきたいと思います。

それをお願いしまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

議 長 以上で、釜坂道弘議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議３日目の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 ２時５５分